

会議録
平成31年第1回更別村議会定例会
第2日（平成31年3月12日）

◎議事日程（第2日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
第 2 議案第 8 号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第10号）の件
第 3 議案第 9 号 平成30年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件
第 4 議案第10号 平成30年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の件
第 5 議案第11号 平成30年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件
第 6 議案第12号 平成30年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の件
第 7 議案第13号 平成30年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件
第 8 村政に関する一般質問

◎出席議員（8名）

議長	8番	松 橋 昌 和	副議長	7番	本 多 芳 宏
	1番	安 村 敏 博		2番	太 田 綱 基
	3番	高 木 修 一		4番	織 田 忠 司
	5番	上 田 幸 彦		6番	村 瀬 泰 伸

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村 長	西 山 猛	副 村 長	森 稔 宏
教 育 長	荻 原 正	農業委員会長	道 見 克 浩
代表監査委員	笠 原 幸 宏	会計管理者	小野寺 達 弥
総 務 課 長	末 田 晃 啓	総務課参事	渡 辺 伸 一
総務課参事	女ヶ澤 廣 美	企画政策課長	佐 藤 敬 貴
産 業 課 長	本 内 秀 明	住民生活課長	佐 藤 成 芳
建設水道課長	新 関 保	保健福祉課長	安 部 昭 彦

子育て応援 課 長	宮 永 博 和
教育委員会 事務局主幹	伊 東 秀 行
農業委員会 事務局 長	小 林 浩 二

診療所事務長	酒 井 智 寛
学校給食 センター主幹	渡 辺 秀 樹

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局 長	高 橋 祐 二
書 記	小野山 果 菜

書 記	平 谷 雄 二
-----	---------

(午前 10 時 00 分開議)

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員は 8 名であります。
定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員指名の件

- 議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において 3 番、高木さん、4 番、織田さんを指名いたします。

◎日程第 2 議案第 8 号

- 議 長 日程第 2、議案第 8 号 平成 30 年度更別村一般会計補正予算（第 10 号）の件
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

- 村 長 おはようございます。それでは、議案第 8 号 平成 30 年度更別村一般会計補正予算（第 10 号）の件であります。

第 1 条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 7,545 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 51 億 6,621 万 6,000 円とするものであります。

なお、森副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

- 議 長 森副村長。

- 副 村 長 それでは、一般会計補正予算について補足説明をさせていただきます

まず最初に、75 ページをお願いいたします。給与費の明細書でございます。特別職でございますけれども、比較でございます。長等におきまして共済費 5 万 9,000 円の減額でございます。その他の特別職の給与費の報酬で 151 万 8,000 円の減額でございます。合計で 157 万 7,000 円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。一般職の部分でございます。比較のところでございますけれども、給与費で 105 万 5,000 円の減額でございます。育児休業等によります減額でございます。職員手当等で 458 万 4,000 円の追加でございます。主に時間外手当の増となっております。共済費で 11 万 3,000 円の減額でございます。合計で 341 万 6,000 円の増でございます。

77 ページ以降については、後ほどお目通しを願うものでございます。

まず、歳出のほうからでございますけれども、23 ページをお開き願います。特に補正額の大きなものについて補足説明をさせていただきます。

款 1 議会費144万4,000円減額の5,183万2,000円とするものでございます。

項 1 議会費、目 1 議会費、(1)の議会運営経費でございますが、109万7,000円の減額でございます。主なものといたしましては、節 9 旅費におきまして75万6,000円の減額でございます。それから、旅費等で75万6,000円、研修・視察費用弁償で30万7,000円でございます。次のページをお願いいたします。説明欄(3)の各種調査経費でございますけれども、旅費におきまして22万9,000円の減額でございます。

款 2 総務費、補正額 1 億1,663万1,000円の増で、10億7,343万8,000円とするものでございます。

項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、主なものでございますけれども、25ページの一番下になりますけれども、(4)の総務管理一般事務経費185万6,000円の減額でございます。旅費におきまして51万2,000円の減額、次のページをお願いいたします。節10の交際費、村長交際費でございますが、60万円の減額でございます。節12の役務費88万円の減額でございます。通信運搬費の郵便料で50万、電話料で35万の減額でございます。節19負担金補助及び交付金49万6,000円の追加でございます。主には派遣職員負担金でございますけれども、額の確定によりまして59万6,000円を追加するものでございます。27ページ、一番下になりますけれども、説明欄(9)、臨時職員等管理事務経費611万5,000円の減額でございます。節 4 共済費の臨時職員社会保険料におきまして540万円の減額でございますが、この算定におきましては平均的な標準報酬月額を用いて算定をしておりますが、実績と大きく乖離していることによりまして今回減額をするものでございます。28ページをお願いいたします。

(11)、職員等人件費246万7,000円の追加でございます。節 2 の給料でございますけれども、育児休業等によりまして105万5,000円を減額するものでございます。また、節 3 職員手当等、一般職でございますけれども、主に時間外手当等によりまして369万4,000円を追加するものでございます。(13)、寄付金管理事業563万9,000円の追加でございます。節25積立金でございますけれども、寄付分といたしまして539万5,000円を追加するものでございます。

29ページ、目 4 地方振興費695万9,000円の減額でございます。31ページをお願いいたします。主なものでございますが、説明欄(9)、各種要請・施策調査経費99万円の減額でございます。節 8 報償費で30万円の減額、節13委託料でございますけれども、各種施策の調査委託料でございますが、実績見込み等によりまして69万円を減額するものでございます。説明欄(10)、宅地分譲事業経費358万3,000円の減額でございます。主なものでございますけれども、節17公有財産購入費でございますが、分譲地の買い戻し実績がありませんでしたので、当初予算全額の348万3,000円を減額するものでございます。次のページをお願いいたします。説明欄(11)、企業振興促進事業、節19負担金補助及び交付金、企業振興促進補助金でございますけれども、実績見込み等によりまして62万円を減額するものでございます。

35ページをお願いいたします。目 8 村有林管理費471万5,000円の減額でございます。説

明欄（１）、村有林整備事業でございますが、470万1,000円の減額でございます。主に節13委託料でございますが、補助メニュー変更等によりまして458万7,000円を減額するものでございます。

目 9 住民活動費108万円の減額でございます。主なものでございますが、説明欄（２）、協働活動経費で105万円の減額でございます。次のページをお願いいたします。節19負担金補助及び交付金、協働事業の助成金でございますけれども、実績がございませんでしたので、当初予算全額の100万円を減額するところでございます。

目11公共施設等整備基金費 1 億3,617万7,000円の追加でございます。節25積立金でございますけれども、今後の財源といたしまして 1 億3,618万8,000円を積み増しするものでございます。

項 2 徴税費、目 1 税務総務費232万8,000円の減額でございます。主なものでございますが、次のページ、37ページの説明欄（３）、村税還付金等でございますけれども、216万4,000円の減額でございます。村税還付金におきまして170万円、村税還付加算金におきまして46万4,000円、それぞれ減額をするものでございます。

次のページをお願いいたします。39ページになります。款 3 民生費1,936万3,000円を減額し、6 億2,525万3,000円とするものでございます。

項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費1,548万8,000円の減額でございます。主なものでございますが、次のページをお開きください。41ページになります。説明欄（11）、社会福祉活動補助金等でございますが、節19負担金補助及び交付金、社会福祉協議会の助成金でございます。補助実績経費の減によりまして100万5,000円を減額するものでございます。説明欄（12）、障害者総合支援事業880万4,000円の減額でございます。主なものでございますが、次のページをお願いいたします。節20扶助費でございます。863万1,000円の減額でございます。主には障害者介護給付費でございますけれども、短期入所、就労移行支援利用者数の減によりまして825万円を減額するものでございます。43ページになります。説明欄（16）、福祉灯油等助成事業でございますけれども、実績減によりまして58万円を減額するものでございます。（18）、重度心身障害者医療給付事業経費でございます。節20扶助費におきまして、当初見込みよりも医療費の伸びが低水準で推移されたことによりまして340万円を減額するものでございます。

目 2 福祉の里総合センター費207万円の減額でございます。説明欄（１）の福祉の里総合センター維持管理経費でございますけれども、45万4,000円の減額でございますが、節13の委託料におきましてボイラー保守点検委託料が不用になったことにより、減額をするものでございます。次のページをお願いいたします。44ページになりますが、（２）、福祉の里総合センター改修事業の節15の工事請負費におきまして161万6,000円の減額でございます。主に温水ボイラー等の更新による執行残について減額を行うものでございます。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費269万6,000円の追加でございます。主なものでございますが、説明欄（２）、児童福祉事業経費291万5,000円の追加でございます。節13の委

託料、認可保育所運営事業委託料でございますが、利用者数の増、それから公定価格単価改定によりまして172万1,000円を追加するものでございます。節19負担金補助及び交付金、南十勝こども発達支援センター負担金でございますけれども、職員の増に伴いまして139万6,000円を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。45ページになります。目2児童措置費、(1)、児童手当給付費等経費475万5,000円の減額でございます。主なものでございますが、節20の扶助費におきまして児童手当でございますけれども、当初見込みに対しまして所得限度額を超え、特例給付認定となる世帯が多かったことによりまして給付額が減額となったものでございます。473万5,000円の減額でございます。

47ページをお願いいたします。款4衛生費3,879万7,000円の減額でございます。3億4,292万円とするものでございます。

項1保健衛生費、目1保健衛生総務費57万円の追加でございますが、説明欄(2)、未熟児養育医療事業の節20の扶助費におきまして、超未熟児出生に伴います入院期間の長期化のため、45万円を追加するものでございます。

目3環境衛生費85万2,000円の減額でございます。主なものでございますが、次のページをお願いいたします。48ページになります。説明欄(2)、火葬場維持管理経費でございますけれども、節19の負担金補助及び交付金、村外火葬施設使用料及び霊柩車運行費用の助成金でございますが、実績等によりまして68万1,000円を減額するものでございます。

目4診療所費、節28の繰出金におきまして1,570万8,000円を減額するものでございます。説明欄(1)、特別会計(診療施設勘定)繰出金でございますが、歳入のほうで主に外来収入の増、それから歳出のほうで主に医療事業委託料の減によりまして繰出金1,570万8,000円を減額するものでございます。

目5保健推進費211万5,000円の減額でございます。説明欄(1)の母子保健事業経費でございます。79万7,000円の減額でございます。主なものでございますが、49ページをお願いいたします。49ページ、説明欄(4)、保健指導活動事務経費の節7賃金でございますけれども、保健業務栄養士賃金でございますが、代替管理栄養士、年度当初確保ができなかったことによりまして100万円を減額するものでございます。

次のページ、50ページをお願いいたします。項3上水道費、目1簡易水道費、説明欄(1)、簡易水道事業特別会計繰出金でございますが、182万3,000円の減額でございます。主に経営戦略策定業務の委託経費の減に伴いまして減額を行うものでございます。

項4下水道費、目1下水道費1,944万4,000円の減額でございます。説明欄(1)、公共下水道事業特別会計繰出金でございますが、128万8,000円の減額でございます。これにつきましても経営戦略策定業務の経費の減に伴いまして減額を行うものでございます。また、(2)、公共下水道事業特別会計出資金でございます。節24投資及び出資金でございます。主に事業費等の減によりまして1,815万6,000円の減額とするものでございます。

項5衛生諸費、目1複合事務組合費51万8,000円の追加でございます。主なものでござい

ますが、説明欄（２）、十勝圏複合事務組合負担金、節19負担金補助及び交付金でございますが、主にリサイクルプラザ運営分について55万5,000円を追加するものでございます。

款5労働費、項1労働費、目1労働諸費でございますが、説明欄（１）、雇用対策事業の地元雇用促進事業助成金でございますが、新規申請増によりまして42万円を追加するものでございます。

款6農林水産業費4億5,414万円を追加し、9億9,548万1,000円とするものでございます。

項1農業費、次のページをお願いいたします。目2の農業振興費で4億5,830万6,000円の追加でございます。説明欄（１）、農業振興補助金等でございます。節19の負担金補助及び交付金の土づくり推進事業助成金におきまし実績減によりまして128万1,000円の減額、それから産地パワーアップ事業の助成金でございます。これはJAさらべつバレイショ集出荷貯蔵施設の助成金でございますけれども、4億2,015万4,000円を追加するものでございます。また、畑作構造転換事業助成金でございますが、新規採択2件分、3,893万3,000円を追加するものでございます。（２）、環境保全型農業直接支援事業でございます。節19負担金補助及び交付金の助成金でございますけれども、取り組み面積の増によりまして60万7,000円を追加するものでございます。

53ページをお願いいたします。目4畜産業費215万8,000円の減額でございます。説明欄（１）、畜産クラスター事業の節19負担金補助及び交付金でございますが、事業実績によりましてそれぞれ減額となりますけれども、総額で199万8,000円の減額とするところでございます。

54ページをお願いいたします。項2林業費、目1林業振興費、節19負担金補助及び交付金で108万5,000円の減額でございます。主なものでございますが、説明欄（２）、有害鳥獣駆除対策経費の協議会助成金でございますけれども、実績によりまして105万3,000円を減額するものでございます。

55ページになります。款7商工費404万円減額の1億3,337万円とするものでございます。

項1商工費、目2商工業振興費、説明欄（１）の中小企業利子補給事業の節19負担金補助及び交付金でございますが、160万5,000円を減額するものでございます。中小企業近代化資金利子補給助成金で134万5,000円の減、中小企業者事業資金利子補給助成金で26万、それぞれ減額をするものでございます。

目3観光費237万2,000円の減額でございます。説明欄（１）、地域おこし協力隊事業でございますけれども、当初3名を見込んでおりましたが、2名の採用となっておりましたので、主にその分の217万2,000円を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。款8土木費1,270万6,000円を減額し、5億6,343万1,000円とするものでございます。

項1土木管理費、目1土木総務費、説明欄（１）、土木管理事務経費64万8,000円の減額でございます。主なものでございますけれども、節13委託料の事業委託料でございますけれども、52万8,000円の減額でございます。地籍図の修正委託料で33万4,000円の減、道路

台帳補正委託料で19万4,000円、それぞれ減額するものでございます。

57ページ、項2道路橋りょう費。

次のページをお願いいたします。58ページになります。項3住宅費1,137万3,000円の減額でございます。

主なものでございますが、次のページ、59ページになりますけれども、目2の民間住宅整備費の節19負担金補助及び交付金で857万5,000円の減額でございます。説明欄(1)、太陽光発電システム普及促進事業の設置工事費の助成金でございますが、実績減によりまして100万円を減額するものでございます。また、その下の(2)、民間住宅建設促進事業の建設費助成金でございますが、これにつきましても実績によりまして750万円を減額するものでございます。

目3住宅建設費241万4,000円の減額でございます。説明欄(1)、村営住宅等整備事業の節13委託料におきまして公営住宅建設事業の実施設計委託料56万7,000円を減額するものでございます。次のページをお願いいたします。節15工事請負費でございますが、解体工事費の執行残177万2,000円を減額するものでございます。

款9消防費146万4,000円を減額し、1億7,036万8,000円とするものでございます。

項1の消防費、目3の非常備消防費でございます。説明欄(1)、更別消防団運営経費133万2,000円の減額でございます。主には、節9旅費におきまして93万5,000円の減額、次のページの節18の備品購入費でございますけれども、執行残34万6,000円を減額するものでございます。

次のページ、61ページになります。款10教育費1,468万5,000円を減額し、4億5,012万2,000円とするものでございます。

項1教育総務費、目2の事務局費でございますが、説明欄(1)、事務局一般事務経費でございますけれども、60万2,000円の減額でございます。それぞれ執行残につきまして減額を行うものでございます。特には次のページの62ページの節18備品購入費でございますけれども、印刷機を更新しております。その執行残について47万8,000円を減額するものでございます。また、その下、説明欄(2)、職員等人件費でございますが、一般職におきまして主に時間外手当103万4,000円を追加するものでございます。(4)、教育施設整備計画策定事業の節13委託料におきまして129万3,000円の減額でございますが、学校施設整備計画策定委託料の執行残について減額をするものでございます。

項2小学校費、目1学校管理費145万4,000円の減額でございます。主な減額の内容でございますが、説明欄(1)、小学校運営経費68万3,000円の減額でございます。それぞれの執行残について減額をするものでございます。次のページ、63ページをお開きください。説明欄(2)、学校施設維持管理経費55万7,000円の減額でございます。主には、節11需用費の燃料費におきまして43万3,000円を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。目2教育振興費、節20扶助費で84万3,000円の減額でございます。教育扶助費の要保護及び準要保護児童就学扶助費で31万1,000円の減額、特別支

援教育就学奨励費で53万2,000円、トータル84万3,000円を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。項4幼稚園費、目1幼稚園管理費232万5,000円の減額でございます。主なものでございますが、次のページをお願いいたします。(3)、認定こども園運営経費でございますけれども、190万4,000円の減額でございます。節7賃金におきまして、こども園補助教諭賃金62万4,000円の減、それからこども園の補助保育士賃金110万円の減額となっているところでございます。

67ページをお願いいたします。項5社会教育費、目1社会教育総務費446万9,000円の減額でございます。主なものでございますけれども、説明欄(3)、生涯学習推進事業経費147万3,000円の減額でございますけれども、節7賃金でございます。社会教育指導員の賃金でございますけれども、年度途中で退職、それから週勤務時間、日数等の変更等によりまして142万円を減額するものでございます。69ページをお願いいたします。説明欄(7)、文化推進経費でございます。99万3,000円の減額でございます。主には節19負担金補助及び交付金、文化協会・芸術祭の助成金でございますけれども、実績見込み等によりまして71万7,000円の減額でございます。

70ページをお願いいたします。項6保健体育費267万1,000円の減額でございます。

主なものでございますが、次の71ページの目2の体育施設費177万1,000円の減額でございます。72ページをお願いいたします。説明欄(6)、コミュニティプール改修事業の執行残について94万円を減額するものでございます。

74ページをお願いいたします。74ページ、款11の災害復旧費でございます。324万円を減額し、586万9,000円とするものでございます。

項2の公共土木施設災害復旧費、目1の道路橋梁災害復旧費でございますが、節11の需用費におきまして324万の減額でございます。これにつきましては、実績がございませんでしたので、当初予算全額の324万円を減額するものでございます。

続きまして、歳入のほうでございます。9ページになります。款1村税1,711万6,000円を追加し、6億4,284万7,000円とするものでございます。

項1村民税、目1個人でございます。207万6,000円の追加でございます。現年課税分でございますが、所得額の見込み等によりまして180万2,000円を追加するものでございます。

また、目2の法人でございますけれども、法人税割の増によりまして現年課税分1,346万7,000円を追加するものでございます。

項4たばこ税、目1たばこ税でございますが、たばこ税の増税等によりまして現年課税分165万1,000円を追加するものでございます。

10ページになります。款2の地方譲与税325万5,000円を追加し、1億3,605万9,000円とするものでございます。

項2の自動車重量譲与税、目1の自動車重量譲与税でございますが、実績見込みによりまして325万5,000円を追加するものでございます。

また、款3の利子割交付金でございます。25万円を追加し、87万5,000円とするものでござ

ざいます。

款4の配当割交付金でございます。16万円減額の110万円とするものでございます。

款6地方消費税交付金でございます。406万3,000円を追加し、6,280万4,000円とするものでございます。これにつきましても実績見込み等によりまして追加を行うものでございます。

次のページ、款7自動車取得税交付金でございます。1,044万2,000円を追加し、2,905万5,000円とするものでございます。これにつきましても実績見込み等によりまして1,044万2,000円を追加するものでございます。

また、款8の地方特例交付金19万4,000円を追加し、88万8,000円とするものでございます。減収補てん特例交付金、額の確定によりまして19万4,000円を追加するものでございます。

款9地方交付税245万3,000円を追加し、19億7,291万3,000円とするものでございます。実績見込み等によりまして普通交付税245万3,000円を追加するものでございます。

款11分担金及び負担金544万7,000円を減額し、5,855万4,000円とするものでございます。

項1の分担金、次のページをお願いいたします。目1の農林水産業費分担金でございます。節1の農業費分担金におきまして657万8,000円の減額でございます。道営畑総担い手育成事業の更別第2地区におきまして153万4,000円の減、それから同じく更別第3地区の分担金におきまして504万4,000円の減でございます。いずれも事業費の減によりまして減額を行うものでございます。

項2の負担金、目1民生費負担金119万4,000円の追加でございます。主に節2児童福祉費負担金120万6,000円の追加でございます。学童保育所入所者費用徴収金でございますが、学童保育所利用者数の実績減によりまして46万5,000円の減、また保育所入所者費用徴収金でございます。保育所利用者数の実績増によりまして167万1,000円をこちらは追加するものでございます。

款12使用料及び手数料698万1,000円を追加し、1億3,271万円とするものでございます。

項1使用料、次のページをお願いいたします。13ページになります。目5土木使用料460万6,000円の追加でございます。主なものでございますが、節2の住宅使用料450万円の追加でございます。公営住宅使用料で240万円、特定公共賃貸住宅等の使用料210万円、それぞれ実績見込み等によりまして追加を行うものでございます。

目6の教育使用料、節1の幼稚園使用料192万3,000円の追加でございます。主なものでございますが、こども園保育料、利用者数の増に伴いまして182万9,000円を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。款13国庫支出金1,050万1,000円を追加し、2億9,048万3,000円とするものでございます。

項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金611万9,000円の減額でございます。節1児童福祉費負担金223万5,000円の減額でございます。児童手当負担金で304万4,000円の減、これ

につきましては所得限度世帯の増によりまして給付額が減となったことによりまして減額を行うものでございます。また、その下の子どものための教育・保育給付費負担金でございます。公定価格の改定及び国、道負担金割合変更に伴いまして、こちらは116万9,000円を追加するものでございます。節2保険基盤安定負担金75万円の追加でございます。軽減対象者及び保険料等の増に伴いまして、こちらは追加をするものでございます。節3障害者福祉費負担金465万2,000円の減額でございます。障害者介護給付費等負担金でございますが、給付費等の減に伴いまして450万5,000円を減額するものでございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務費補助金161万9,000円の減額でございます。主なものでございますが、社会保障・税番号制度システム整備補助金、額の確定によりまして140万6,000円を減額するものでございます。

次のページになります。目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費補助金、子ども・子育て支援交付金でございますが、主に利用者数の増によりまして52万2,000円を追加するものでございます。

目6農林水産業費国庫補助金、節1農業費補助金305万9,000円の減額でございます。内訳でございますが、農業経営高度化支援事業更別第2地区の補助金でございますけれども、事業費の減によりまして51万6,000円の減、それから同じく更別第3地区におきましては、これも事業費の減によりまして254万3,000円、それぞれ減額をするものでございます。

款14道支出金4億5,056万2,000円を追加し、8億1,639万2,000円とするものでございます。

項1道負担金、目1民生費道負担金、節2児童福祉費負担金でございます。133万9,000円の減額でございますが、児童手当の負担金でございます。これも国庫補助金と同様に、給付額が減となったことから66万5,000円を減額するものでございます。次のページ、16ページをお願いいたします。子どものための教育・保育給付費負担金67万4,000円の減額でございます。節3障害者福祉費負担金232万8,000円の減額でございます。主には障害者介護給付費等の負担金でございます。利用者及び給付費等の減によりまして225万3,000円を減額するものでございます。節5保険基盤安定負担金でございます。55万5,000円の追加でございます。軽減見込み世帯数の増によりまして追加を行うものでございます。

項2道補助金、目1総務費道補助金、節1総務費補助金559万1,000円の減額でございます。森林環境保全整備事業補助金でございます。補助事業の変更によりまして339万9,000円を減額するものでございます。また、地域づくり総合交付金でございますけれども、主に歯科診療所の医療機器整備事業が対象外となったことから、219万2,000円を減額するものでございます。

目2民生費道補助金83万5,000円の減額でございます。節1社会福祉費補助金185万9,000円の減額でございますが、主には重度心身障害者医療費助成事業の補助金でございます。医療費の減によりまして170万円を減額するものでございます。それから、節2児童福祉費補助金102万4,000円の追加でございます。子ども・子育て支援交付金、事業費の増により

まして38万9,000円を追加するものでございます。また、多子世帯保育料軽減支援事業費の補助金でございます。これにつきましては、新規採択されたことによりまして63万5,000円を追加するものでございます。

17ページをお願いいたします。目4 農林水産業費道補助金、節1 農業費補助金4億5,982万6,000円の追加でございます。農業委員会の交付金につきましては、追加がありましたことによりまして29万3,000円を追加するものでございます。また、環境保全型農業直接支払交付金でございます。取り組み面積の増によりまして45万6,000円を追加するものでございます。その下の農業競争力基盤強化特別対策事業補助金でございますが、事業費の減によりまして153万2,000円を減額するものでございます。また、農地利用最適化交付金でございます。農業委員の活動成果に対して交付されるものでございますが、156万8,000円を追加するものでございます。産地パワーアップ事業補助金でございます。これにつきましては、JAさらべつバレイショ集出荷貯蔵施設の補助金でございますが、4億2,015万4,000円を追加するものでございます。畑作構造転換事業の補助金でございます。新規採択2件について3,893万3,000円を追加するものでございます。

款15財産収入でございます。267万円を追加し、3,332万7,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。項2 財産売却収入でございます。目1 不動産売却収入238万3,000円の追加でございます。主なものでございますが、節1 土地売却収入でございます。宅地分譲地の売却収入でございますが、幼稚園前の宅地について302万3,000円を追加をするものでございます。また、その下の節2のその他の不動産売却収入の立木売却収入でございますが、64万2,000円、こちらは減額をするものでございます。

款16寄付金539万5,000円を追加し、1,499万5,000円とするものでございます。

項1 寄付金、目1 寄付金でございます。同額539万5,000円を追加するものでございます。

19ページになります。款17繰入金4,489万9,000円を減額し、2億7,246万8,000円とするものでございます。

項1 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金3,607万5,000円の減額でございます。財源補填分について減額をするものでございます。

目3 協働のまちづくり基金繰入金でございますが、100万2,000円の減額でございます。これにつきましては、事業費の減によりまして減額をするものでございます。

目4 村有林野基金繰入金370万8,000円の減額でございます。こちらも事業費の減によりまして減額をするものでございます。

目5の農業振興基金繰入金395万3,000円の減額でございます。こちらも事業費の減によりまして減額を行うものでございます。

款19諸収入777万8,000円を追加し、8,724万3,000円とするものでございます。

主なものでございますが、項5の雑入784万8,000円を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。目4の納付金、節3の派遣職員給与等の納付金でございますが、国保の後期高齢者医療広域連合派遣職員分につきましては519万9,000円を追加す

るものでございます。

目5の雑入でございます。280万5,000円の追加でございます。主なものでございますが、説明欄の中段あたりになりますけれども、北海道市町村振興協会市町村交付金でございます。これは、市町村振興宝くじ収益金に係る交付金でございますけれども、48万8,000円を追加するものでございます。また、その下の森林保険金でございます。186万4,000円の追加でございますが、これは平成28年の台風被害に伴います保険金の追加でございます。

21ページをお願いいたします。款20村債2,530万円を追加し、4億5,825万5,000円とするものでございます。

項1村債、目2過疎対策事業債でございます。説明欄の道営事業の分につきましては、事業費の減によりまして90万円の減額でございます。また、その下、更別農業高校生生徒確保等支援事業でございますが、これは新たに300万円を追加するものでございます。住宅改修支援事業でございます。これは、リフォーム事業について新たに240万円を追加するものでございます。また、予防接種事業の任意接種分でございます。これにつきましても新たに150万円を追加するものでございます。各種健診事業につきましては、総合健診事業分として新たにこれも150万円を追加するものでございます。22ページになります。更別農業高校教育支援事業の寮の運営分につきましては、これも新たに200万円を追加するものでございます。商工業振興事業でございます。これは運営助成分について、これも新たに700万円を追加するものでございます。外国語指導推進事業400万円、これも新たに追加をするものでございます。スポーツ振興事業、少年団・体育連盟の助成分でございますが、これも新たに150万円を追加するものでございます。文化推進事業の文化協会・芸術祭の助成分、これも新たに100万円を追加するものでございます。一番下の村史編さん事業、これも新たに250万円を追加するものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。繰越明許費でございます。款6農林水産業費、項1農業費、事業名、農業振興補助金等でございますが、産地パワーアップ事業の分でございます。4億2,015万4,000円を追加するものでございます。

6ページをお願いいたします。地方債の補正でございます。変更でございますけれども、中段の過疎対策事業債、補正前3億1,970万円でございますが、2,530万円を追加し、補正後限度額を3億4,500万円とするものでございます。合計、限度額は4億5,825万5,000円となるものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 ここでお諮りをいたします。

議案第8号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第10号）の件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第10号）の件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定をいたしました。
この際、11時15分まで休憩といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

3番、高木さん。

○3番高木議員 35ページ、目9 住民活動費、(2)、協働活動経費ということで全額削除というようにお話がありました。もちろん実績、執行残という中での補正予算の計上ですので、余り云々ということにはなりません、これから予算づけということもありまして、協働の活動費については住民参加の部分でこれはやっぱり重要な部分で、この中でなかなか各事業が進まないという中で、どのような取り組みといたしますか、アプローチという部分も含めてちょっと補足説明をいただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

○議長 長 今の高木さんの意見に関連のある議員さんはいませんか。よろしいですか。
(なしの声あり)

○議長 長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 結果的に全額落とすという結果となりました。今回の取り組みといたしましては、まずいろいろな団体の会合に参加して、その中でまず事業説明させていただきました。それからあと、村の広報にも登載ということで、それにプラスホームページにも掲載という形をして周知を図ってきたところでございますけれども、結果的には今のところ実績に満たないという状態であります。ただ、今現在時点で不明な方が、そういう話もあつてか、1件どうしようかという方が今いらっしゃると思いますので、その方がもしなれば、次年度もしかするといけるかもしれないというような状況となっているところでございます。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 私もこれは非常に気になる場所だったのですが、要するにこれは協働ということですから、これから村が目指すところの社会でもあるということで、それで今要するに自助、共助、扶助だという中で村がどの部分を協働としてはやりたいのかという、そういうメッセージ性が僕はないと思っています。そこで、高木議員が聞いたように、どのようなアプローチをするかということは、村の戦略的なこういったことをやってほしいとか、こういうことが行政にかかわって住民たちができないかという、そういう僕はアプロー

チではないかと思っているのですけれども、その点についてもう少し詳しく説明してください。

○議 長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 現在まちづくり、協働という中では2つの施策を持っています。1つは、今落としているところは本当のまちづくりということで進めているわけですが、村のアプローチとしては一応周知等を図って、どういう部分という、協働です。この部分を協働というのは、今の現在の行政の中でこれをしますよというのはなかなかあれですが、一応項目立てはしているところではありますが、なかなかわかりづらいのかなということもございまして、改めましてPR等に努めてまいりたいということで今考えているところでございます。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 言いたいことはよくわかりますが、協働の活動、これをやるのは何のためにやるのかというところが基本的な問題だと思います。村づくりは住民も参加しながらやっていくと、さらに行革の部分を含めて村が委託する部分をできれば住民でできる部分はやっていきたいと思いますということで、行政区単位も含めていろいろ皆さんでやりましょうということで取り組んでいるわけですから、これは積極的に進めなければならない部分であって、それをなかなかありませんか、そういうような状況とはちょっと違う部分がありますので、ここは補正の審議ですので、余り言いませんが、その部分も含めてもう少し考えていただきたい部分がありますし、実際に業務としては本当に今時点ではどういうことを考えて今年度はやってきたか、項目何ほか挙げていただければありがたいのですが。

○議 長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 まず、2本立てのうちの1つについてはある程度進めているというところでありまして、1つは市街の方に関する花壇の草取りだとか、あと芝刈りです。公園だとか道路に関する芝刈りを市街の方、農村部の方につきましては冬期間における除雪の関係とか、そういう形がまず一つの項目立てということで、それは進めているところでございます。もう一つのほうは今回減額の対象となっている。過去の例でいいますと、ある程度の映画の上映会みたいなことをしていたという経緯もございますが、項目立てとしてそういうようなもののほかに何か取り組めるものがないだろうか。例えば運動実践に関するものもありましょうし、そういう形か何か、その中から協働として取り組めるものがあるだろうかということもアドバイスしながら、問い合わせした方に対してできればなというところでは考えているところであります。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 課長、端的にどういう社会を目指しているかということですから、こういうことを協働でできないかという、そういう話なので、そういうことを考えていないのだったら、とりあえずいないというようなことから始めなかったらならぬと思うのです。そこは素直に、予算をつけたけれども、期待したけれども、進まなかったと。行政はそこ

まで考えていなかったから、今後ぜひこういうことを提案しながら考えたい。それを答えとしては明確にしていかないと質問の趣旨に合わないと思いますけれども、どうでしょうか。

○議 長 答弁調整のため暫時休憩を入れます。

午前 11 時 24 分 休憩

午前 11 時 27 分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 大変申しわけありませんでした。

まず、目的ということでありますけれども、一応書いてあるところは住民自治の意識を尊重し、住民主体の活動や地域活動を促進するため、村民と行政が協働、連携して公益的な事業を実施するということで、地域や村の課題を共有し、課題解決を通じ地域の活性化を図ることを目的ということで、またまちづくりの精神を次代に引き継いでいくため、更別村がより輝くよう、村が設定する事業テーマに沿って村民の皆さんから村と協働として取り組む形で提案いただいた事業を支援する制度ということになっております。また、項目としまして事業テーマですけれども、防災、交通、防犯、ごみ、子育て、教育、介護、医療、観光、産業、雇用、食育、文化、環境の活性化などということで、テーマとしましては地域のつながり、支え合いを大切にする村と、また犯罪や災害のない安心、安全な村、また緑多い村、きれいな環境の村、それから学習やスポーツが活発な村、地域の歴史、文化、伝統、伝承活動を大切にする村、それから地域が活性化する村と、また健康で生き生きと過ごせる村、あとまた村長が認めるテーマというような内容で事業的なものは今進めているところでありまして、これに沿って先ほど申し上げた広報やらホームページ、また各種団体へPRをしていくというふうな形で今取り組みを進めていたところでございます。

○議 長 3 番、高木さん。

○3 番高木議員 今説明いただいたように多種多様な目的がある中で、村民の中にはさまざまな課題等も含めて、これはたくさんありますよね。ということは、それは村が提案がなければやらないということではなくて、さまざまな各課において住民からの要望等も含めてたくさん来ているわけですから、その中からピックアップをした中で、それで行政がやるのではなく、地域がやるということを探りながらやっていくしかないのだと思います。そういう部分については、十分そういう部分を考えた中で、住民に参加してもらうのだという意識を持ってやっていただきたい。今回全額補正という形は、行政としては余りよろしいことではないのではないかなという部分がありますので、今後この後予算審議もありますので、その中ではまたいろいろとお話しさせてもらうこともあるかもしれませんが、そういう部分も含めて補正を上げていただきたいという思いでいます。

○議 長 西山村長。

○村 長 今高木議員さん、そして村瀬議員さんからご指摘がありました。今高木議員さんがおっしゃったように、協働の項目を活動経費ということで上げて、これを有効活用していただくということを掲げながら、これが執行残といいますか、全く執行できなかったということは、これは行政の責任であります。だから、率直に私も反省をしなければいけないと思いますし、この部分については、先ほど共助、自助、扶助ということがありましたけれども、行政だけではなくて、住民も一緒に参加をしてこれからまちづくり、村づくりをやっていくのだということを日ごろいろんな場面でお話をしていますけれども、具体的にそういうところで、今高木議員さんがおっしゃったようにアンテナを高くしておくといいますか、例えばささえ愛さらべつの活動が非常に大きな広がりを見せて、各行政区域ではラジオ体操を子どもからお年寄りまでやっている。これは、まさに自主的な姿です。まさに共助、自助、扶助の動きであります。こういうところに何らかの形で支援をしていくとか、いろんなことが必要でありますし、あるいは昨今管内では子ども食堂というような形で、地域の方が協力をしてお子さんのそういうような部分を支えていこうという動きも本当に全国的には出ているわけですが、管内でも出ています。そういった段階でいろんなご相談とか、いろんな部分があれば、それは積極的に施策として上げていけるのかどうかということも協議し、検討してやっていかなければいけないと思います。

ご指摘のあったとおり、次の予算編成の場面でもしっかりとこの点について、やっぱり私はこれは必要だと思っていますので、理念、方針を示しながらしっかり執行できるようにアンテナを高くし、そして各課において住民のニーズを把握しながらやっていかなければいけないというふうに思っております。

以上であります。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 54ページの林業費についてお尋ねをします。

節におきまして有害鳥獣駆除対策経費、今回105万3,000円の減額ということでございますが、前年実績でいいますと188万前後だったというふうに思うのですが、この減額になった。実績によるという説明でございましたけれども、この辺についてもうちょっと詳しく説明をいただきたいというふうに思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 ご質問いただきました有害鳥獣駆除への助成金でございます。

こちらは、当初の計画ではヒグマ等が出没した際の出役報償費等も含めて予算を計上していたところでございましたが、昨年につきましてはヒグマの出没に係る出役報償がなかったというようなことがありまして、ヒグマの出没自体はありまして、そちらはおりの設置等を行っていたのですけれども、それに伴う一斉駆除というハンターの方を相当数集めての駆除というようなことが、出没場所、またハンターの一斉駆除の人数が不足していたということから実施ができていないということで、その分が減額となったところでござい

ます。こちらについては、例年の実績、ヒグマについては捕獲頭数ではなく出役の数で予算を計上しているところもありまして、こちらは例年の捕獲頭数と比例した形にならないものですから、いつ何どき出役したときにも体制を組みながら実施できる予算の確保に努めさせていただいているところでございます。

以上です。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 ことしのことについてはよくわかったわけですが、以前から猟友会について高齢化だとか、なり手不足ということで課題があったわけですがけれども、昨年あたりも道内においても事故等がありましたよね。そういったことで、そういった課題が今も続いておるのか、それについて課題整理できているのか、その辺についてお伺いしたいというふうに思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 ハンターの状況につきましては、ご指摘のとおり高齢化等が進んでおりまして、本年度も1名の方が鉄砲の免許を返されるというような状況になってございます。村のほうでは、協議会を通じて農協とも連携しながらハンターの育成助成をしているところでもございまして、今年度1件、新たに免許の取得をされた方がいらっしゃいます。ただ、免許取得後すぐに従事ができないというところもありまして、この後必要な手続を経て、新年度の途中から駆除にも参加していただけるような体制に努めているところでございます。いかんせんPR等もしているところなのですけれども、銃の免許の所持ということで有害鳥獣駆除を中心としたという形でも、鉄砲の免許取るというところは個人の意思もあるところでして、なかなか進んではいけないところなのですけれども、引き続きハンターの育成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 59ページ、目2民間住宅整備費の説明欄(2)、民間住宅建設促進事業の750万の減額なのですけれども、家を建ててくれる人が少なかったというところから始まるのかなと思うのですけれども、分譲地が少なくなっている中で私有地などを上手に使った中で新規で新しく住宅建ててもらう人をふやそうということなのでしょうけれども、この辺の宅地分譲もなかなか進まない中で今回こういう減額もあって、新築というものが進まないという原因というものをどういうふうに捉えているのかということと、あと今後の課題についてもお話しいただけたらなと思っております。

○議 長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 ただいまの民間住宅建設事業というようなことで、ことしの実績からしまして残額を落とすというようなことです。ことしにつきましてはこのような実績になっているのですけれども、新築が少ない要因だとかとなるとなかなか、いろんな要因が入ってくるものですから、直接的に分析しかねるところなのですけれども、過去の助成の状況から見ますと、分譲地だとか、そういうのがあったときにはその件数も多かったのかな

というところは確かにあるかと思います。特に今年度は、農村地区で新たに後継者の方が建てたりだとかというようなことで件数がふえてきているというような形、執行残にはなっているのですけれども、件数は確保されているというようなことなのではございますけれども、現状としてはそのような形で助成しておりますので、住宅の用地に関しては今時点での課題事項というようなことになっているかなということで、現状そんなことになっております。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 そういうことなのではございますけれども、質問とはずれてしまうのかもしれないではございますけれども、子育てに力を入れて、今回保育園利用料が増ということになってきて、子どもがふえてきて、子どもを預けて働きに出たり、更別村が住みやすくして住んでいただけるということになってくれば、おのずと移住、定住につなげていかなければ、村長掲げている住みたい村、住み続けたい村にもつながってこないと思いますし、あと民間住宅という面で私有地、分譲も村では少し考えているのかもしれませんが、まだ示されていないという現状で、この私有地をどうやったら利活用できていけるのか、そういったところも計画性を持って今後やっていけたらなと思っております。

以上です。答弁は要らないです。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 48ページ目の4の診療所費でお伺いさせていただきたいと思います。

特別会計ということで、診療施設の関係で1,570万8,000円の減額ということで、内訳が繰入金ということで、一般病床分、救急病床分、その他運営費ということでそれぞれの項目ございますけれども、一方的に見れば支出の減ということで望ましい部分はあるのですが、やはり気になるのが一般病床がありながら、その分の利用も含めてなかなかうまくいっていないというか、その利用がないのかなということもございまして、前回からの話もありますので、その点の現状の今の課題と今後の対応についての考え方もあれば、ちょっとご説明いただきたいというふうに思います。

○議長 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 一般病床、救急病床、その他運営補てん分の繰り入れについてなのですが、国のほうから診療所運営に対する特別交付税を受けるに当たりまして、一般病床分、救急病床分、その他運営補てん分に対する額を示すように指導されております。繰入金につきましては、診療所の収入と支出で不足する分を一般会計からの繰り入れということで額を調整しておりまして、その調整する額を一般病床分、救急病床分、その他運営補てん分ということで調整しているということでございます。夜間、土曜日ですとか日曜日の診療に係る人件費、あるいは外来患者数、入院患者数、時間外診療患者数などをもとにおおむねの案分割合を定めて、それぞれ振り分けして診療所の会計の収入と支出の均衡を図っているというところでございます。

あと課題につきましては、ご指摘のとおり入院患者が少しずつ減ってきているという状況でございます。帯広市内の病院から退院される患者さんについて、直接自宅へ戻られる

ということだけでなく、地元の診療所で在宅での生活の準備を整えてから戻ることができるように、病院のご協力をお願いしたり、更別へ転院された方のその後の経過について医師が転院前の病院の医師に手紙を書いて状況をお知らせするなどの取り組みを行っております。しかしながら、減少しているという状況です。このような状況の中、直接入院患者の増に結びつくというものではないかとは思いますが、診療所内ではこういった病状の患者がどのくらいの期間入院すればどのくらいの収入になるのか、入院の収入としておおむね例えば3,500万円であるとか、4,000万円であるとか、そういった収入を得るためにはこういった病状の患者がどのくらいの入院があればそれを確保できるかということなど、診療所の過去の入院患者の実績から資料作成するなどして、診療所の財務の面における運営について職員皆がイメージを持って業務に当たれるように、所内で勉強会なども行っております。しかし、入院患者をふやすこれだという具体的効果のある対策ということになりますと妙案がない中で、こういった地道な取り組みの中で何とか病棟のほうも健全に運営していきたいと考えているところです。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 現状の課題ということで、大変事務長つらい回答になっているのですが、基本的にはせっかく入院病棟があるという中で、私は端的にそれを有効活用していただきたいという、その思いだけなのです。十何病床ある中で、常時入院されている方が3名から4名ということで、緊急的に搬送されてくる方も1名なりいらっしゃる部分あるけれども、全体的なパイから見るとまだまだ余裕があって、まだまだ更別としての診療体制は整備できるのでないかなというふうに思っています。お医者さんもせっかく4名もいらっしゃるのだし、それぞれの中で役割を果たしながら、在宅だ、何だという部分も今の説明の中で理解はできますけれども、更別として入院も含めて、在宅も含めて、その一環の中できちっとできるのだという体制を表に表現できるというか、うまくやっているという形になればちょっと医療体制も変わるのではないかなというふうに要望もありますので、その点妙案はないということではなくて、それに向けた努力をいま一度図っていただいて、31年度の予算措置も含めて努力していただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 診療所におきまして毎月1回、所内の医師、看護師、山田所長と看護師長、そして事務と、医師は副所長も入っておりますが、運営会議ということで、診療所内の課題ですとか状況についてお互いの立場の中で確認し合っております。医師も入院患者が少しずつ減ってきているということは課題として捉えていただいております。いろいろと先ほども申し上げましたが、帯広などから転院された場合には、その後の経過もどういふものであるのかという説明も加えながら信頼関係を得て、ふやしていこうと考えているところでございます。今後もそういった運営会議などを通して、その時々でできるだけ対策といいますか、検討しながら運営していきたいと考えております。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 目4の診療所の関係で、昨日歯科診療所の入札関係の金額といいますが、ある程度示されたのですけれども、多分計画の中では診療所の中の歯科診療所の備品関係で400万の計上していると思いますので、その点についてちょっとご説明いただきたいと。多分関連があると思いますので、ご説明いただきたいと思うのですけれども、入札は入札としてきのうお話しさせていただきましたので、それはそれとして、今回の備品類の入札に当たっての金額が確定したということで、2月の14日に最終確定したということでございますので、本来からいえば、今回の補正予算の中で最終的な金額が示されていますので、単純に税込みの価格でいうと62万7,000円ほどの減額の補正になるのかなというふうに思っていましたけれども、この中に明記されていなかったのですけれども、そういう面の見解といいますが、本来からいえば、指名停止も含めてきのうの議案の中に入っている中で今回の補正の中で減額補正の提案がなかったというのはどうかなというふうな感じもありますので、ちょっと説明いただければというふうに思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 当初医療用備品の購入のほかに、そのほか通常の事務用備品というのがありまして、医療用備品のほうでかなりの額がいくということで、それによって事務用備品のほうをちょっと調整しようということでやっていまして、事務用備品は3月に見積もり合わせをやっているということで、今回の補正には間に合わないということで今回計上していないということです。事務用備品に関しては、今回約13万円程度の見積もり合わせで行っております。

以上です。

○議 長 6 番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 27ページをお願いいたします。臨時職員の共済費の関係なのですが、559万9,000円の減額が平均の平準な積算からこのたび減額されたみたいな話をされたような気がするのですけれども、ひもといえますと平成29年に最終的には1,400万程度、今回これを差し引きしていくと1,500万程度なのです。当初これがそもそも大きいのではないかなと正直思っています。通常であればそのままいくような数字であるのになぜ、ここで500万が減額されたかというのがちょっと理に合わないような気がしたので、もう少し詳しく説明してください。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 臨時職員の社会保険料でございますが、当初任用する臨時職員の年齢がわからないものですから、任用予定の臨時職員の人数分の介護保険料を当初予算で計上しておりましたことから、減額幅が多くなっているということになっております。また、社会保険料、標準報酬月額で保険料率乗じて支払いすることになるのですが、当初予算のときには賃金の月額で保険料率を掛けて予算を計上しておりまして、標準報酬月額が確定したことから減額も生じております。それから、臨時対応分ということで、月額の臨時職員賃金

3カ月分を予算計上しておりまして、今後任用の予定がありませんので、これに係る部分も減額しているということで減額が多少多くなっているというところでございます。

以上でございます。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 28ページになりますが、職員の人件費の職員手当ですか、このたび369万4,000円の追加、主に勤務超過ということですが、残りあと少ない中で非常に私は大きい超勤ではないかなと思っております。特別何かこの一月に予定されるものがあるとするれば、そこら辺も含めてなのですけれども、この大きくなった理由について説明お願いいたします。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 時間外勤務手当の追加でございますけれども、これまでの支出済額、それから今後の支出の予定を調査いたしました結果で予算を計上しているところでございますが、当初予算で給料の月額一律6%ということで予算計上しております。この額と調査の結果で算出した額との差が不足ということになりますので、今回追加補正をさせていただいているところでございます。各課、係、個々具体的に増加になった理由を分析しているところではございませんが、全般的に業務量が増加したことによって時間外勤務の増加している職員が多くなっているだろうというふうに認識をしています。

以上でございます。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 恐らく最終的に残り少ない期間の中で各課の予定される勤務超過の積み上げだというふうには理解しているのですけれども、全体からいっても3割以上がここに集約されるということは、当初からの6%が少ないのかもしれませんが、ちょっと私は考えづらい。ここで調整すべきことではないのですけれども、そもそもこの一月の間に3割近い勤務超過が出てくるとことは相当仕事の量がふえてきて、ここに集約されているのかという疑問も持つわけなのです。そこら辺積み上げですから、各課の問題になって、総務課長がそれを逐一どうだということにはならないのだけれども、ただ1点、なぜこれだけ膨らみますかというようなこと、予算査定に当たってそういう調整は行われていますか。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 繰り返しになりますが、今回の補正につきましては時間外勤務の予定に基づいて予算を計上しているものでございまして、各課状況を把握しながら追加しているという、そういう状況ではございません。

以上でございます。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 52ページの目2の農業振興費の中の(1)、農業振興補助金等の関係で附帯説明をお願いします。

産地パワーアップ事業の助成金ということで4億2,000万ほどの計上していますけれども、農協のバレイショの施設だという説明はいただいたのですけれども、急に年度末近くになって出てきているということもありますので、それらの経過説明も含めて、バレイショの貯蔵施設という形でございますけれども、具体的にどのような形の施設利用になるのかも含めてご説明いただきたいというふうに思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 ただいまご質問いただきました産地パワーアップ事業でございますけれども、今般JAさらべつのほうで施設の整備を計画するということで、施設の内容につきましてはバレイショの集出荷施設ということでございます。規模につきましては、1,000トン貯蔵室を4室、これを2棟で整備する考えでございます。2,788.8平方メートルの施設でございます。また、附帯するトラックスケール等の整備、またフォークリフト等の機械の整備もあわせて行われるところでございます。年度末での予算というようなことでの対応でございますけれども、こちらは国の平成30年度補正予算、昨年12月末以降に補正予算が可決されたもので、その要望調査を行っていく中で、かねてから加工用バレイショの需要が大変伸びているということがあって、施設が手狭になっている部分があるという課題を聞いてございます。その対応として施設規模等を検討されているというお話は聞いておまして、その補正予算が出たということを受けまして、農協のほうにも再度要望を確認をした中で、今回要望を上げるということになったところでございます。なお、この予算につきましては、補正の中で説明をいたしました、31年度への繰り越しをしての執行というような形になっているところでございます。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 私どういう施設の運用になるのかわからないですけれども、今説明いただきましたように、加工バレイショの生産高が高くなっていると言いますけれども、基本的には加工面積がふえているわけではないということで、では単収が上がっているのかというと、さほど単位収量が上がっているわけでもない中で、農協としても直営としてはそれなりの施設も併用しながら進めているわけでございますけれども、加工バレイショ、農協が直営的にやるのかという部分も含めて、わかる範囲でいいですので、農協が直接的に今の施設の運用で不足して、加工バレイショというのはちょっと理解しづらい部分がありますので、具体的にどういう形で使っていくのかという部分あれば、わかる範囲で構いませんので、説明いただければというふうに思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 面積につきましては、農用地面積がふえるわけではございませんので、その中でバレイショの加工、でん原、種芋ですとか、そういう品種の違いによって増減もしているところでございます。過去にはここ数年バレイショが非常に豊作が続いたということもありまして、一昨年の豊作のときには施設がもう入り切らないというような状況もご

ざいました。それには、配送のほうの手配も含めながら非常に大変な思いをされながら調整をしていたというところもございまして、今般整備される施設につきましては一般には企業向けの貯蔵施設になろうかというふうに思っておりますが、全般的にそういったものも不足しているということでの計画というふうに聞いてございます。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 32ページお願いいたします。地方創生の関係なのですが、ここに総合アドバイザーとコンサルティング委託がございます。これは補正予算ですので、ここの補正にかかわることではなくて、ちょっと中身の確認したいと思いますが、まず工期の関係です。いつ納品されるのかなという素朴な質問と、あと総合アドバイザーの中に観光開発と資源の磨き上げということしのテーマがありますが、ここに観光全般をとりますと例えばトラクターBAMBAが今回なくなると、非常に残念なことなのですけれども、こういったところのマッチングというのですか、調整というのが実際図られていたのかどうかの確認をまず質問したいと思います。

○議長 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 地方創生推進交付金事業の中の総合アドバイザー委託料につきましては、更別ブランディング事業ということで進めてまいりました。それにつきましては、納期については3月22日の予定となっております。もう一点、コンサルティング業務委託料につきましては、さらべつ版生涯活躍のまちの基本構想の策定ということで今年度進めてまいりまして、基本構想の案がただいまできてきているところございます。納品については、3月15日の予定となっております。

先ほどのブランディング計画の関係ですけれども、内容につきましては現状分析と課題整理、その中で協議会を立ち上げまして、ワークショップ等を開催しながら、更別の中の現状、また更別の観光施設と言われる部分につきましていろいろとご意見をいただいております。それプラスモニター調査というようなこともしておりまして、村民含めた更別以外の方からのご意見等もアンケートによりいただいております。協議会の中では、更別における例えば強みですとか弱み、こういった特徴があるとかというような、ワークショップの中でいろいろな意見をいただいているのですけれども、トラクターBAMBAについても触れられてはおります。ただ、それについて直接的にどうする、こうするというようなところではございませんで、いろいろ今出された意見に基づいてこれからコンサル先からいろいろなご提案をいただくというような段階でございます。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 現状の国際トラクターBAMBAがなくなるということは、もう磨き上げどころか消滅ですから、ここをどんなふうに捉えているかという、そんな意見もお聞きしたかったところなのですが、これからのことで期待値を持って進めるしかないのだろう

と思いますけれども、セミナーの開催となっているのですけれども、このセミナーの開催というのは住民向けのセミナーだったのかなと、ちょっとそんな気もしたのですけれども、この開催についてはどんなふうなことになっていますでしょうか。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 当初セミナーというふうに考えていたのは、住民向けということではなくて、実際に観光に携わっている方であったり、村内の観光客を受け入れる事業者の方であったりというようなことで考えておりました。先ほど申し上げた協議会の中に観光協会の方であったり、農協青年部の方であったりということで多様な方に入っていていただきますので、ワークショップの中で兼ねて進めてきたというようなことでご理解いただければと思います。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 それでは次に、コンサルティング、CCRC事業です。これの積算といえますか、委託料の中身でJOCAに発注されて、月1回、1週間程度来るといような中身になっていますけれども、実態としてはどうなのでしょう。そのぐらい出役して更別の事情を掌握しているのでしょうか。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 当初の積算といえますか、考え方の中では1週間程度というようなことで想定はしていたのですけれども、実態としましてはおおむね月に1回のペースで1泊から2泊というような形で、会議に合わせてほぼ2名、毎回2名来ていただいて、会議の調整、会議のコーディネートというような形で進めてきたところでございます。よって、滞在とプラス旅費、それから今回支出の中には基本構想の策定、それから基本設計と申しますか、建物の改修をイメージしておりますので、その基本平面図の策定等があります。そのような形で委託料の中身としては積算をしてきました。

以上です。

○議 長 CCRC、JOCAについては関連もあるかと思しますので、ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時08分 休憩

午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き質疑を求めます。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 先ほどのCCRC事業についての続きになりますけれども、週1で大体月1回程度来ていると。私が一番そこで気になるところは、現状、要するに更別の地域性、

ここについて十分に掌握しているというような状況でないような気がしたものですから、発注者としてはそれで十分足りるという認識でしょうか。そもそも最初に言っていた一月に1週間ぐらい来て、毎月来るかどうかはちょっと別にしても、現状の把握、実態の調査等々を受託者がみずからそれをわかるということが必要な気がするのですけれども、どうでしょうか。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまのお話、おっしゃるとおりだと思います。本村の状況を十分に把握していただくということが必要というふうに考えておりましたので、実質1泊ないし2泊というような状況は確かにあったのですけれども、会議については夜に開催することが多かったという状況です。日中については、例えば福祉の現場であったり、福祉関係の団体であったり、当事者と言われる皆さんとの意見交換であったり、そういった現場にそれぞれ福祉の事業所であったりということで出向いて、いろいろと状況をお伺いして情報収集に当たってきております。村としまして、これまで行ってまいりました福祉関係の事業であったり、企画政策課もそうですし、保健福祉課の職員も含めていろいろと情報提供に協力してきたというような経過がございます。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 先ほど午前中の診療所の歯医者者の備品関係でもう少し、私聞きそびれているところありましたので、もう一度説明いただければというふうに思います。

先ほども質問させていただいて、入札価格に差異があつて、それなりの残余额が出たということで、その処理を補正で減額補正なりなんなりしないのですかというご質問させていただいた中で、そのほかの備品関係も十何万程度今予定しているという先ほどのご回答いただきましたけれども、基本的には今回の入札価格の部分で当初予算がつかみで460万円の当初予算の計画立てています。その中でその他の備品関係もあるのでしょうかけれども、今般の入札価格に関係する予定価格が460万ぐらいの予算措置をもって、多少端数はあるのですけれども、予算措置をもって今回入札かけているのです。そうすると、一般的な解釈としては、ほとんど460万ぐらい、459万8,640円の予定価格で計上していますので、それに対して、今460万の計画に対して今回の歯科診療所の備品関係を入札行為で最終的には345万5,000円で入札した形になっていますし、消費税入れればという形になりますから、多少の誤差は出るのでしょうかけれども、その中で減額補正をしないということについては、もう既に入札者も決まっている。契約行為も決まっている。3月22日に納品も終わらせるという条件つきの中で進めている中で、私としては今の説明の中では理解もできないし、その他の備品あるのであれば、診療所の関係の一括的に細かいものの備品関係があるのだしたら、それは別途予算措置をして、きちっと計上してやるべきだというふうに思っていますけれども、その点の見解をちょっとご説明いただきたいというふうに思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 これは、当初予算の見方にちょっと私たちのほうでミスがあったということは否めない事実であります。当初診療用の備品と事務用備品トータルで460万程度というつかみの形で私たちは積算をしておりましたけれども、その後診療用備品を積算したところ、その460万、本当にぎりぎりの予定価格でしか積算できなかったと。それで、事務用備品は歯科診療の備品とはまた別で、一般事務のプロジェクターですとか机の部分がありましたので、その中に入れてしまうと予算も足りないということで、入れないで460万という診療用備品の積算を行いました。実際のところ、先ほど言ったとおり350万程度で、そこまで診療用備品が落ちると私たちも想像はしていなかったものですから、それで時期がちょっとずれて、2回目の足りなかった事務用備品をそれで、当初から見ていた部分をその中でさらに先ほど言った13万弱を買おうということで、そのときの積算価格は18万ぐらいの積算価格で事務用備品の積算をしたのですけれども、そのときに終わるまでというか、3月14日以降で決まったものですから、それから2週間の見積もり合わせの期間をとりましたので、今回の補正には間に合わなかったということで、今回は補正にはのせ切れなかったということが事実でございます。

以上です。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今ご説明いただきましたけれども、今回の部分については予定価格が460万ですね。最終的に税込みで入札価格の最終価格が、契約金額が345万5,000円ですね、端数つきますけれども。そうすると、実質的には120万ぐらいの残が出ているわけでして、今課長が説明していただいたように、その他備品関係もありますといって大きく見積もって20万円ですということになると、それを仮に見積もったとしても、これだけの金額が減額されているわけですから、事実として減額されているわけですから、それはやっぱり補正にかけざるべきではないですか。もう決まっている。確かに20万の予定価格はあったとしても、備品関係があったとしても、今回の460万の大筋の予算評価はもう終わっているわけですから、あとは軽微な備品関係の予算措置だけですから、この中で460万に対して345万の最終決定が出たということは120万は完全に入札残額として予算措置としては残っているはずですから、その点の捉え方と今後の取り進めも含めて、今の説明をしていただくと最終的には残して、残してという形になると、せっかく皆さん、ほかの課の人たちが、微少とは言わないけれども、2万、3万の補正も実施している中で、100万単位のお金が内包されて年度末まで持ち越すというのは一般会計としてはどうも理解できないし、納得できない部分あるのですけれども、もう一度その点の捉え方の説明と次年度に向けての改善対策も含めて説明していただきたいというふうに思います。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 今回110万程度ですか、執行残ということで残しておりましたけれども、私たちの進め方が遅かったということも確かに事実であります。今後このようなことがないように、備品等に関しては、全てのことにに関してですけれども、早目に積算をかけて出して

いくという形をとりたいと思います。

本当に済みませんでした。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 67ページの関係の項5の社会教育費の中の目1社会教育総務費の中の備考欄、(3)、生涯学習推進事務経費についての内容を説明いただきたいというふうに思います。

276万6,000円の当初予算でありまして、今回142万減額補正するという形で、内容説明によりますと指導員の退職並びに計画は週5回に対して週3回程度の出席ということで減額しますという形でございますけれども、これは過年度においても生涯学習、いわゆる社会教育に対しては教育委員会から今後の対応も含めて強化していきたいというご提案がございまして、非常に私としては社会教育のあり方について今後の対応も含めて大変重要な位置づけになるのではないかとというふうに解釈したわけなのですけれども、残念ながら今回の30年度の予算措置の中でこのような実態になっているという現実の課題、それと来年度以降に向けた対応も含めて非常にここが重要になってくると思いますので、現状の課題についての説明もいただければというふうに思っております。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 まず、今回の社会教育指導員の賃金に係る部分ですけれども、以前より社会教育指導員につきましては退職校長の先生にお願いしてきたという経緯がございます。その流れをもって30年度も退職校長の先生探して、何とか社会教育指導員になっていただくようお願いしてまいりました。ただ、以前の社会教育指導員の先生を見つけるときの状況と今はちょっと変わってきておりまして、以前は年金がいただけるような段階で社会教育指導員になっていただいたと。ただ、現在は年金の支給がかなり後のほうに持ち越されているということもありまして、その部分で、なかなか生活していくのにその賃金ではできませんというようなことで非常にお断りされているところがございます。ただ、内容として、どうしても教育全般に対する認識があって、なおかつ社会教育の指導にかかわれる方ということで、私としては当然退職校長の先生をお願いしたいということで、これまでも更別村にゆかりのある先生や、あるいは局に行ってそういうことをやっていただける先生を紹介していただくために何度も足を運んでお願いをしてまいりました。対象になる先生にお会いしてお願いしてまいりましたが、やはりどうしても賃金面で生活が厳しいということでお断りされてきたのが現状であります。

ただ、社会教育指導員の役割というのは非常に重要なことは私も認識しておりまして、実際今やっている仕事は末広学級の指導員と、それから総合誌さらべつの編集をやっていただいております。30年度につきましては、それにあわせて今度新年度から始まりますコミュニティ・スクールのコーディネーターということも含めて、30年度以前よりもちょっと賃金を上げていただいて予算化していただいたところであります。

その状況の中で、何とか新年早々については見つかったと。ただ、その方については、

一身上の都合でどうしても務められないということでやめられました。その後、その事業が停滞しないように探してまいりました。ただ、年度が新しく始まった後にまた改めて探すとなると、なかなかいっしょにやらないということもあって、教育委員会としては学校の先生がもしいないということであれば、それは過去に教育委員会で社会教育ですとか、いろいろな部分で携わった職員の方を何とか探して、説得して協力していただけないかということで、今回何とかお一方見つかって、協力していただいているところであります。ただ、そのお一方につきましては、以前の社会教育指導員の業務でないとなかなか手が回らないということでお答えいただいております。私としてはまず末広学級と総合誌さらべつの部分の業務を停滞させてはならないということを含めて、ほかに該当者がいっしょにやらないということで今回このような形で残額が出てしまったということになっております。

今度新年度ですけれども、これも同じ状況は変わらないです。ただ、私ども熱意を持ってきちんとその辺を説明して、見つけなければいけないかなというふうに思っております。そういう意味で、新年度については何とか私たちの思いをわかっていただけるような先生もある程度目星がつかまりましたので、その方に何とかお願いして、今後このような残額が残るようなことがないような指導員の業務をしていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 教育費に入りましたので、教育の関係で68ページ、69ページ、別件になりますけれども、要するに未執行というか、執行ゼロというところの話なのですが、教育委員会の中で施設使用料と寝具借上料、これ恐らく子どもたちの宿泊学習のことかなと思っているのですけれども、これが全部減額されたということは執行していないということだと思うのですけれども、もしそこで執行されなかったという理由がありましたら、お示しいただきたいと思います。

○議長 長 伊東教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹 通学合宿の分の経費でございます。こちらについて、事業としては子どもたちが自宅を離れ、起床から就寝までの一日の生活を集団で行うものということで、自主性や協調性を伸ばして生きる力を育むことを目的として、一応4泊5日の日程で通学合宿を実施する予定ではございました。これにつきまして実施に向けて進めてきていたのですが、なかなか日程、あとこちらについては宿泊を伴う事業でございまして、宿泊自体の職員体制がなかなか組むことができず、実施することができなかったということをしごく反省しております。次年度に向けても実施に向けて努力していかなければならない事業だと感じておりますので、実施に向けて進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 その次に、69ページなのですけれども、ヤチカンバの保存整備委託料、

ここも未執行といいますか、全額減額しております。これについての理由をお聞かせください。

○議 長 伊東教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹 こちらですが、今年度ヤチカンバの保護地域にヤチカンバ以外に生息しておりますエゾヤマナラシやシラカンバの駆除方法を模索するために、保護地域外でヤチカンバが生育する場所で試験的に薬剤による駆除を実施する予定ではございました。一応予算計上させていただいたのですが、保護地域に似た場所、同じような環境がなかなか村内になかったものですから、また薬剤による駆除という形になりますので、周りの樹木に影響が出てしまうと逆に違う問題が出てくる可能性があるものですから、その分慎重に実施しなければならないという意見もありましたので、今回実施できなかったという理由になっております。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 今説明あったように、当初の駆除の方法、基本的に予算を上げるときはそういうことをあらかじめ想定するということが前提だと私は思っております。今後こんなことのないように、あらかじめちゃんと調査をして、そしてその中で確実性のあるものを予算化していくというふうに努力願いたいと思います。これは質問ではございませんので、今後よろしく願いいたします。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第8号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第10号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第3 議案第9号

○議 長 日程第3、議案第9号 平成30年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第9号 平成30年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件であります。

第1条ですが、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ95万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,146万2,000円とし、診療施設勘定の総額からそれぞれ781万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億1,412万8,000円とするものであります。

内容の説明であります。先に事業勘定の歳出から説明申し上げます。8ページをお開きください。款1総務費におきまして54万円を減額し、補正後の額を676万8,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費で節9旅費及び節11需用費につきましてはいずれも執行残の減額であり、節19になります負担金補助及び交付金は国保総合システムの改修費用負担金として国保連合会負担金を5万円追加するものであります。

項2徴税費、目1賦課徴収費は5万5,000円を減額するものであり、これは十勝市町村税滞納整理機構負担金の額が確定したことによるものであります。

項3運営協議会費、目1運営協議会費は45万2,000円を減額するものでありまして、9ページにまいりますけれども、本年は3年に1度の国保運営協議会委員の研修の年でありました。しかしながら、出席する委員さんが少なかったため、委員報酬並びに研修費用弁償の執行残を減額するものであります。

続きまして、款3国民健康保険事業納付金は補正額はありますが、歳入の道支出金の2号交付金で措置されたことによる財源の振りかえであります。

款5保健事業費は40万円を減額し、補正後の額を412万9,000円とするものであります。

項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費は36万2,000円の減額で、節7賃金の特定健診臨時栄養士賃金は一般会計での臨時管理栄養士で対応したため、16万2,000円の皆減、節13でありますけれども、委託料の特定健診委託料は受診者の減少により20万円を減額するものであります。

10ページにまいります。項2保健事業費、目2疾病予防費は3万8,000円の減額であり、前期高齢者のインフルエンザ予防接種者数の確定により、執行残を減額するものであります。

款7諸支出金は1万円を減額し、補正後の額を3,861万円とするものであります。

項2繰出金、目1直営診療施設勘定繰出金は、歳入の特別調整交付金の額が確定したことにより17万2,000円を減額するものであります。

項3過年度過誤納還付金、目1過年度過誤納還付金は、平成29年度の国民健康保険高額医療費共同事業負担金の額が確定した結果、国と道に還付金が発生したもので、16万2,000円を追加するものであります。

続きまして、歳入に移ります。7ページお開きください。款3道支出金におきましては

66万9,000円を追加し、補正後の額を3億1,465万3,000円とするものであります。内容の説明ですが、いずれも保険給付等交付金の額が確定したものであり、勉強調整交付金で130万5,000円の追加の中に先ほど歳出でご説明しました診療施設勘定繰出金の減額分16万3,000円も含まれております。

款5繰入金は161万9,000円を減額し、補正後の予算額を3,290万5,000円とするものであります。事務費分49万2,000円、特定健康診査等事業分で112万7,000円を減額するものであります。

続きまして、診療施設勘定の説明にまいりたいと思います。歳出のほうから説明をさせていただきますというふうに思います。17ページをお開きください。款1総務費は692万9,000円を減額し、補正後予算額2億5,124万8,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費では、説明欄(1)、診療施設維持管理経費、節12役務費、椅子清掃料、節13委託料、清掃業務委託料、節19負担金補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金は、それぞれ執行残を減額するものであります。説明欄(2)、村有建物維持管理経費、13委託料、樹木整備委託料はこれも執行残を減額するものであります。説明欄(3)、総務管理経費、節3職員手当等48万円の減額は、職員手当等の支出見込み額の減によるものであります。なお、21ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。説明欄(4)、総務一般事務経費は620万5,000円の減額であります。節4共済費で10万6,000円の減額、節7賃金で61万6,000円の減額であります。12月補正で看護補助員欠員分として4月から11月分の賃金を減額しましたが、その後も欠員が続き、12月から1月分の減額補正としています。2月1日より、夜間の勤務は不可ではあるものの、日勤のフルタイム勤務ということで欠員の補充ができており、現在は定数を満たしている状況であります。次に、18ページをお開きください。節9旅費は、執行残8万円の減額であります。節10交際費、村長交際費は、関係医療機関などへ季節の贈答品を贈っておりますけれども、贈答先を見直し、縮小したことから、執行残11万5,000円の減額であります。節12役務費、クリーニング料は執行残21万5,000円の減額です。節13委託料、医療業務委託料は医師、作業療法士の執行契約による契約額、アドバイザー業務契約による契約額のほか、パート医師、作業療法士の時間外勤務手当と今年度は宿当直を担当できる医師が2名となってしまったことから、週末におきまして月に一、二度、協会病院より医師の派遣を受け、時間外診療を担っていただいたことによる派遣経費を支出し、支出見込み額から執行残490万円を減額するものであります。節14使用料及び賃借料、タクシー借上料は執行残1万4,000円の減額であります。節19負担金補助及び交付金は15万9,000円の減額で、各医師会負担金で5万7,000円、研修会負担金で10万2,000円の執行残の減額であります。説明欄(5)、準職員賃金等は13万4,000円の減額で、節4共済費で2万2,000円、節7賃金で11万2,000円の減額であります。主には手当の支出見込み額の減によるものであります。

目2車両管理費は、歳入の使用料及び手数料、自動車使用料の増額補正による財源振替

であります。

続いて、19ページに移ります。款2医業費につきましては88万7,000円を減額し、補正後予算額3,475万1,000円とするものであります。

項1医業費、目1医療用消耗器材費、説明欄(1)、医療用資材購入経費におきまして検査用品などの資材購入にかかわる経費不足見込み額61万円を増額しております。

目2医薬品衛生材料費、説明欄(1)、医薬品購入経費において、肺炎球菌予防接種者が保健福祉課からの接種勧奨により増加したことなどから、不足見込み額30万6,000円を増額しております。

目3医療管理費、説明欄(1)、医療機器借上経費は、節14使用料及び賃借料、酸素ボンベ使用料で執行残4万4,000円の減額、医療器械借上料で在宅持続陽圧呼吸療法治療器、在宅酸素供給装置の借上料の執行残4万8,000円の減額であります。

目4寝具費、説明欄(1)、入院資材等借上経費は、節14使用料及び賃借料、寝具借上料で入院患者見込み数の減少による執行残9万円の減額であります。

続いて、20ページにまいります。項2給食費、目1給食費、説明欄(1)、給食事業費は、節11需用費、消耗品費で執行残2万1,000円の減額であります。節13委託料、給食業務委託料は、入院患者への食事提供見込み数の減少から160万円を減額しているものであります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。14ページをお開きいただきたいと思います。款1診療収入は843万5,000円を増額し、補正後予算額を1億6,954万円とするものであります。

項1入院収入は64万8,000円を減額し、補正後予算額3,176万9,000円とするものです。入院患者見込み数が当初見込みより減少したためです。入院患者数の実績につきましては、前年度は1日平均5.9人で、今年度は1月末時点で5.6人となっている現状であります。

項2外来収入は670万9,000円を増額し、補正後予算額1億1,809万1,000円とするものであります。平成30年度の診療報酬改定により1日当たりの平均医療費が当初見込みより増加していることや目4介護報酬収入において当初見込み額よりリハビリ通院患者が増加していることによる増額としています。なお、外来患者数は前年度とほぼ変わらない状況となっております。

続きまして、15ページをお開きください。目6その他の診療報酬収入は、労災、自賠責保険による患者数の見込み増により29万7,000円の増額としております。

項3その他の診療収入は237万4,000円を増額し、補正後予算額を1,968万円とするものであります。

目1諸検査等収入におきまして、説明欄、各種診断料の増加見込みにより14万1,000円の増額、各種予防接種診断料において保健福祉課で勧奨した肺炎球菌予防接種者の増などにより148万6,000円の増額、住民検診料で75歳以上の方を対象とする高齢者検診の受診者数が当初見込みより増加する見込みから74万7,000円の増額としております。

款2使用料及び手数料は33万8,000円を減額し、補正後予算額140万6,000円とするもので

あります。

項1 使用料、目1 使用料、説明欄、電気器具使用料外で、入院患者の電気使用料等の使用料収入の見込みにより4万7,000円の減額としております。自動車使用料は、実績と収入見込みにより5万9,000円の増額としています。

項2 手数料、目1 手数料、説明欄、医療事務取扱手数料は、これまで乳幼児、児童、重度、ひとり親の医療事務取扱手数料は各市町村の医療費減免制度にあわせてそれぞれ請求をしておりましたが、平成30年8月よりレセプト請求できることとなったことから、35万円の減額としております。

続きまして、16ページに移ります。款4 繰入金は1,588万円を減額し、補正後予算額1億2,873万円とするものであります。

項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金は1,570万8,000円を減額し、補正後予算額9,977万7,000円とするものであります。診療所会計の収支の均衡を保つよう、一般病床分、救急病床分、その他運営補てん分に分けてそれぞれの額を調整しているものであります。

項2 事業勘定繰入金、目1 事業勘定繰入金は、国からの特別調整交付金で国保事業勘定に入り、診療施設勘定に繰り入れされるもので、17万2,000円の減額としております。

款6 諸収入は3万3,000円を減額し、補正後予算額を98万5,000円とするものであります。

項1 雑入、目1 雑入、説明欄に移りまして、公衆電話料金収入は収入見込みにより1万2,000円を減額するものであります。看護補助員等雇用保険料納付金は、雇用保険料の当事者負担分で3万7,000円を減額するものであります。健康診断等業務謝金は、作業療法士が中札内村社会福祉協議会へ出張し、講師を務めたことによる実費分として1万6,000円を増額するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ございませんか。

5番、上田さん。

○5番上田議員 9ページの(1)の特定健診の賃金ですけれども、先ほど村長からの説明で一般会計のほうから支出されたということで全額使わなかったと、ここは理解はできるのですけれども、ただ考え方として確定したのがいつごろになっているのか。私は日ごろから思っていることあるのですけれども、予算は有効的に活用していかなければならないのだろうということで、先ほども同僚議員のほうからも一般会計のほうでちょっと質疑あったみたいですが、要するに確定した時点でそれぞれ補正していかなければ、そのお金というのは運用できないわけですね。一般会計からの繰越金にも当然影響出てくるものですから、全額使わなかったから適宜3月で補正すればいいのだという考え方はいかがなものかなと私は思うのですけれども、その辺どういうふうにか考えるのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 この栄養士賃金ですけれども、本来11月の総合健診等、それとその後の事後指導等にこの栄養士さんに来ていただいてやっていこうということで、当初管理栄養士さんが退職した後、臨時の栄養士さんもなかったということで計上させていただいたものでございます。それで、11月、12月で確定するのですけれども、今回月額の嘱託の管理栄養士さん来ていただきまして、この方も行政の栄養士ということは初めてということで、最初できるかどうかというのがちょっと不安がありましたので、採用した時点で本来落とせばよかったのですけれども、その方が本当に従事できるかという疑問もありましたので、様子を見ながらやっていました。11月、12月で特定健診、特定保健指導ということで、健診事後指導ということでその方にやっていただけるということで、それ以降確定したもので、今回3月で補正で落とさせていただいております。

以上です。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 言っていることはわかるのです。私が今言いたかったのは、全体的なことも含めて話したかったのですけれども、先ほども言いましたけれども、予算執行ですから、こんなこと随所に出てくると、3月期で補正するということになると当然翌年度の繰り越しがふえる。それから、財調にも今回1億何ぼって一般会計のほうでやりましたけれども、やっぱりそういったところに影響が来るのだろうというようなことで、このことも含めて適宜やれるときには、例えば12月なら12月、極端に言えば9月に補正すれば、その金額というのは当然別なところで予算が使われるわけですから、その辺心して補正予算をしていつていただきたいと、質問も兼ねてそういったところをちょっと今質問しているわけなのですけれども、その辺の理事者の考え方はどういうふうに考えるのか、ちょっとお聞きしたいのです。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 上田議員がおっしゃられるように、予算の有効な使い方というものを考えれば、これから執行しないものについては適宜減額するなどしていけばよろしいかと思います。それが臨時会を開いてまでやるものなのかどうかは、それは必要ないとは思いますが、定例議会の中において、その時期、時期においてそういうものが確定しましたら、そのように事務処理は進めてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 8ページの運営協議会費の中の目1の運営協議会費の関係でございまして、備考欄に報酬並びに次のページに研修等の減額ということで補正が出ましたけれども、この運営につきましては当初予算が報酬については33万8,000円ということで、おおむね予算額の半額の減額という形になっていますし、旅費、研修費につきましては35万3,000円の当初計画で五、六万円しか使っていないという形でございます。当初予算で、国保の運営協議会のあり方論、あるいは3年に1度の研修を実施するという強い思いの中で予算措置

したと思うのですが、現実的にこの30年度の運営に当たって、まずどのような課題が残ったのか。これまでの予算措置が執行残が出たのか、その点の附帯説明をしていただければありがたいと思います。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 3年に1度の委員さんの研修ということで、9名全員参加分を見込んでおりました。しかしながら、北海道の国保大会等に合わせてこれを実施するのですけれども、平日ということでありまして、職能の委員であります歯科医師さん、診療所の医師さん、薬剤師さん、それと9月ということで、被保険者の代表である国保の加入者の3名については平日であるということで時期的に参加が無理であるということで、実質2名の参加で実施しております。それで、これだとちょっと意味がないのではないかとということで、翌年度以降、半分ずつ、また大会に合わせるのではなくプログラムに合わせて参加していただけるよう、研修のあり方を考えて実行していこうと考えております。

以上です。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 説明は説明として理解できるのですが、計画案の中で運営協議会のあり方論について当初からその予定を持って執行するという形で提案しているはずですが、その中で2名の参加しなかった。あるいは、平日の研修実施の計画だったから日程調整がつかなかったという部分、その説明を受けるとこの運営協議会自体のあり方論が逆に言えば問われてしまう可能性があるのです。計画を持ってきちっとやるのであれば、やはり全員参加が前提で、きちっと日程取りも含めて計画立案していかないと、このような形でせつかく大事な予算措置をしながら、ほとんどの予算措置、減額というか、使い切れない。何のために予算措置したのですかという話にどうしてもなってしまいますので、その点をこれから来年度に向けて改善するのではなくて、やっぱりそういう必要性があるから予算措置をもって計画立案をして我々に説明しているわけですから、その点もう少し運営に当たって重い気持ちを持って執行していただきたいというふうに思うのですが、執行者側は、この考え方といいますか、この対応についてどう思っているか、一言附帯説明いただければありがたいと思います。

○議長 長 森副村長。

○副村長 午前中一般会計の補正予算の中でも、その他非常勤の特別職、報酬減額という形を説明させていただきました。基本的にこの国保運営協議会だけではなくて、いろんな各委員さん、総勢でいけば200人以上の委員さんになられると思いますけれども、各事業においては毎年の研修、それから何年に1回かの道内研修だとかということで予算を組ませていただいているところでございます。先ほど安部課長のほうからもございましたように、次年度からはその内容も含めてそのあり方も考えながら、そういう研修事業については有効な予算の使い方というのを検討していくということでございます。これは、国保だけではなく、一般会計もそうですし、そのほかの特別会計も含めて、これらについて

はどういう形で皆さんに研修をして研さんを積んでもらうのがいいのかをその団体ごとに考えながら、予算については執行してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 ご説明いただきましたけれども、本音で言います。基本的に3年に1度しかない研修に対して、9名いる中の2名しか参加しなかったということは、これは研修会を実施するに値しないということです。意味がなかったということでないですか。9名いて2名しか出ないということは、これを強行して実施したということ自体がおかしく捉えられても仕方ないのでないですかということを加えて言っているわけです。その点の見解はどうなのですかということです。改善する、改善しないは、次年度以降期待します、それは。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんご指摘のとおりであります。3年に1度ですから、これはその重きをいかに捉えているのかというお話ですけれども、そのとおりです。この研修は非常に意義ある大切なものであって、3年に1度ですから、その部分についてはしっかり研さんを積んでいただけるように、研修計画、それと行程も含めて、あるいは研修内容を含めてしっかり吟味をして、これが必ず実施をでき、なおかつ全員の方が参加できる状況をこれは村としてつくっていくのが当たり前であります。そういう点で、ことし参加の方が少なく、それぞれ諸条件あったと思いますけれども、それについては深く反省をして、今後これについてはきちんと対応していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長 6 番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 18ページなのですが、医療業務委託料の減額の説明の中で、私聞き漏れたということも含めまして、協会病院との関係だとか当直の関係をちょっと話しされたと思うのですけれども、もう少し詳しく教えてください。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 今年度の診療所の医師の体制なのですが、4名ということでは過去から変わりはないところなのですが、うち1名が平日の日勤のみ、平成30年度においてはさらにもう一名が平日の半日の勤務のパート医師ということになって、労働力が医師の人数でいえば3.5人という状況で平成30年度は運営してまいりました。そのことによりまして、宿当直を担当できる先生が平成29年度は3名の先生であったものが平成30年度は2名の医師というふうになってしまったことから、週末において月に1度ないし2度程度、家庭医療学センターが業務提携している協会病院より医師の派遣を受けて時間外診療を担っていただいたということで、そのことによる派遣経費がまず平成30年度はございます。そのほか、医師については時間外勤務手当というのは通常ないのですが、パート医師につきましては

決まった半日勤務以外にどうしても足りない場合に勤務していただいた分の時間外勤務手当、それとパート医師のほかに作業療法士の時間外勤務手当の分は村側の負担ということになっております。これらの支出見込みを精査しまして、残額の執行ということでございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 協会病院の連携しているところから派遣医師ということなのですか、そもそもここの医療業務委託料は北海道家庭医療学センターのみの契約という解釈でよろしいのか。そして、派遣医師経費はどこで、村が直接そこへ払っているのかということなのですか、その点についてはどうでしょうか。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 平成30年度においてのみといいますか、平成30年度においての事情は先ほど説明したとおりで、そのことで週末応援で宿当直を担っていただける医師の派遣経費というのは、その分は家庭医療学センターとの契約の中の条項に盛り込んでおります。なので、その支払いについては実績に応じて家庭医療学センターへの支払いということになっております。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第9号 平成30年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

この際、2時40分まで休憩といたします。

午後 2時25分 休憩

午後 2時40分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 議案第10号

○議 長 日程第4、議案第10号 平成30年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第10号 平成30年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の件であります。

第1条であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,816万3,000円とするものであります。

内容の説明であります。まず歳出からご説明申し上げます。6ページをお開きください。款1総務費におきまして18万5,000円の減額であり、補正後の予算額73万2,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費であります。旅費及び消耗品費、それぞれの執行残を減額するものであります。

項2徴収費、目1賦課徴収費ですが、これも旅費及び消耗品費の執行見込みがないことから減額するものであります。

目2滞納処分費ですが、滞納処分がなかったことから、旅費及び消耗品費を全額減額するものであります。

続きまして、7ページをお開きください。7ページ、款2後期高齢者医療広域連合納付金におきまして13万2,000円の減額を行い、補正後の予算額5,668万1,000円とするものであります。これは、説明欄（1）、後期高齢者医療広域連合納付金におきまして、節19負担金補助及び交付金で歳入の保険料収入の減により減額をするものであります。

続きまして、歳入にまいります。5ページをお開きいただきたいと思います。款1後期高齢者医療保険料におきまして13万2,000円を減額し、補正後の予算額を4,351万1,000円とするものであります。

内容であります。目1特別徴収保険料で12万8,000円の減額、目2普通徴収保険料で4,000円を減額するもので、ともに調整額の確定によるものであります。

款3繰入金におきまして18万5,000円を減額し、補正後の予算額を1,391万8,000円とするものであります。歳出の款1総務費の減額分の繰り入れを減額するものであります。

以上、ご提案申し上げます、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第10号 平成30年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第5 議案第11号

○議 長 次に、日程第5、議案第11号 平成30年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第11号 平成30年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ660万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,167万6,000円とします。サービス事業勘定におきましては総額に歳入歳出それぞれ41万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ213万5,000円とするものであります。

最初に、給与費の明細書の説明であります。16ページをごらんください。職員手当等で28万6,000円減額しておりますが、その内容は寒冷地手当で7万3,000円、時間外勤務手当で21万3,000円を減額するものです。続く17ページ、給料及び職員手当等の増減額の明細、18ページの給料及び職員手当の状況については、お目通しをお願いするものであります。

続きまして、事業勘定の歳出からご説明を申し上げます。11ページをお開きいただきたいというふうに思います。款1総務費におきまして41万5,000円を減額し、補正後の額を643万1,000円とするものであります。

項3介護認定審査会費、目1認定調査費で、節12役務費の主治医意見書取扱手数料は依頼件数の増加により5万2,000円を追加し、節13委託料の訪問調査委託料は訪問委託件数の減少により11万円を減額するものであります。

目2認定審査会共同設置負担金は、南十勝介護認定審査会の平成29年度決算による負担金精算により35万7,000円を減額するものであります。

続きまして、款2保険給付費におきましては709万5,000円を追加し、補正後の額を2億9,008万3,000円とするものであります。

項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費は887万8,000円を追加するものであります。12ページをお開きください。節19負担金補助及び交付金で、給付費の実績及び給

付見込みを推計の上、過不足を調整しまして892万1,000円を追加しております。

項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス等諸費は、給付費の過不足を調整し、147万9,000円を減額するものであります。

項3高額介護サービス費、目1高額介護サービス費は、給付費の不足分98万8,000円を追加するものであります。

続きまして、13ページに移ります。項4高額医療合算介護サービス費、目1高額医療合算介護サービス費は、申請件数の減により31万7,000円を減額するものであります。

項5特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス費は、食費、居住費の支給者の減により97万5,000円を減額するものであります。

款3地域支援事業費につきましては7万1,000円を減額し、補正後の予算額を4,691万7,000円とするものであります。

項1介護予防・日常生活支援総合事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費は、給付費の介護予防・生活支援サービス事業費は給付費実績が増加したため126万4,000円を追加し、介護予防ケアマネジメント事業費は計画作成見込み数が減少したため14万5,000円を減額するものであります。

目2一般介護予防事業費は、各節の執行残30万3,000円を減額するものであります。

続いて、14ページをお開きください。項2包括的支援事業・任意事業費、目2包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、地域包括支援センターの職員の人件費を計上している科目でありまして、節3職員手当等は時間外勤務手当、寒冷地手当の減額、節7賃金は準職員の時間外手当等を追加、節19負担金補助及び交付金は社会福祉協議会から派遣されている社会福祉士の給与分の執行残を減額するものであります。

15ページにまいりまして、目3任意事業費は49万8,000円の減額でありまして、節19負担金補助及び交付金は成年後見人等報酬費用助成金で利用がなかったため全額減額するもので、節20扶助費は執行残を減額するものであります。

目4在宅医療・介護連携推進事業費は、執行残の7万円を減額するものであります。

目6認知症総合支援事業費も執行残の11万3,000円を減額するものであります。

続いて、歳入にまいります。7ページをお開きください。款1介護保険料53万円を追加し、補正後の予算額を6,509万8,000円とするものであります。内容の説明であります、1号被保険者の所得増等により追加するものであります。

款2使用料及び手数料は1万1,000円を追加し、補正後の予算額を11万5,000円とするもので、シルバーハウジングの生活援助員派遣手数料徴収者の所得階層変更によるものであります。

款3国庫支出金は1,264万2,000円を追加し、補正後の額を9,564万7,000円とするもので、介護給付費の増加により追加したものであります。

続きまして、8ページをお開きください。款4支払基金交付金は99万4,000円を追加し、補正後の額を8,142万3,000円とするものでありまして、介護給付費の増加により追加した

ものであります。

款5道支出金は142万9,000円を追加し、補正後の額を4,633万2,000円とするものでありまして、介護給付費の増加により追加したものであります。

9ページにまいります。款7繰入金は891万円を減額し、補正後の予算額を5,581万6,000円とするものであります。

項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金は88万6,000円の追加で、介護給付費が増加したことによるものであります。

目2地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては3万7,000円の減額で、対象事業費が減少したものであるものであります。

目3地域支援事業繰入金（その他事業）は2万6,000円の減額であり、対象事業費が減額したためであります。

目4低所得者保険料軽減繰入金は3万6,000円の追加で、軽減対象者が増加したものであるものであります。

目5その他一般会計繰入金は50万9,000円の減額で、事務費対象分は南十勝介護認定審査会負担金の減少等により減額したもので、その他一般会計繰入金は任意事業分の減額によるものであります。

項2基金繰入金、目1基金繰入金は1,050万円の減額で、調整交付金が増額したものであります。

項3他会計繰入金、目1介護保険サービス事業勘定繰入金は124万円の追加で、サービス事業勘定での余剰金を繰り入れるものであります。

10ページにまいりまして、款9諸収入は8万7,000円を減額し、補正後の予算額を100万4,000円とするもので、介護予防事業利用者の減少によるものであります。

続きまして、介護保険サービス事業勘定の説明をさせていただきます。歳出から説明を申し上げます。22ページをお開きください。款1事業費は82万4,000円を減額し、補正後の予算額を89万5,000円とするものであります。

項1居宅支援サービス事業費、目1居宅介護サービス事業費は13万2,000円の減額で、事業費の執行残であります。

目2介護予防サービス等事業費は69万2,000円の減額で、介護予防支援計画策定委託件数の減少によるものであります。

款2諸支出金は、新たに款を起こすもので、124万円を追加するものであります。介護保険事業会計への繰出金となります。

続きまして、歳入を説明させていただきます。21ページをお開きください。款1サービス収入は41万6,000円を追加し、補正後の予算額を200万9,000円とするものであります。介護予防支援計画策定件数の増加によるものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第11号 平成30年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件
を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第6 議案第12号

○議 長 次に、日程第6、議案第12号 平成30年度更別村簡易水道事業特別会計補正
予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第12号 平成30年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）で
あります。

1 ページをごらんください。第1条に総則、第2条には今回補正する収益的収入及び支
出を、第3条におきましては資本的収入及び支出を定めており、いずれも3月末までの予
算執行残による補正であります。

続きまして、2 ページ目をお開きください。収益的収入及び支出の補正予算明細書であ
ります。収入につきまして、款1 簡易水道事業収益は271万9,000円の減であります。

項1 営業収益、目1 水道使用料は、3月までの見込みで86万3,000円の減であります。

項2 営業外収益、目1 一般会計補助金は、基準繰り入れである経営戦略策定業務委託確
定により180万8,000円の減。

目2 負担金、共同施設維持管理負担金で44万6,000円の減。

目4 雑収益、無線施設電気料等38万8,000円の増は使用済みメーターの売却で2万6,000
円の増、漏水事故修繕負担金で36万2,000円の増であります。

続きまして、3 ページにまいります。支出につきましてですけれども、款1 簡易水道事
業費用は795万4,000円の減であります。

項1 営業費用、目1 原水及び浄水費6万4,000円の減で、賃金、旅費、負担金、それぞれ

執行残による減額であります。

目 2 配水及び給水費180万1,000円の減で、主なものとしましては、協和ポンプ室点検委託料で点検業務を村職員が実施することで7万3,000円の減、その他の委託業務は入札等による減額であります。

目 3 総係費387万円の減で、旅費、消耗品費、委託料、負担金はそれぞれ執行残による減額であります。委託料、経営戦略策定業務委託は、入札による額の確定によるものであります。

項 2 営業外費用、目 2 消費税及び地方消費税は、支出見込み額の減により50万円の増。

項 3 特別損失、目 1 その他特別損失は、執行残で27万4,000円の減。

項 4 目 1 予備費244万5,000円の減は、企業会計移行に伴う決算調整額で計上していたものを今回減額するものであります。

続きまして、4 ページをごらんください。資本的収入及び支出の補正予算明細書です。収入につきましては、款 1 簡易水道事業資本的収入、項 1 目 1 一般会計補助金は、公債費分の確定により1万5,000円の減額であります。

続きまして、5 ページに移ります。支出につきましては、款 1 簡易水道事業資本的支出は21万8,000円の減であります。

項 1 建設改良費、水道メーター取替工事、水道メーター購入費は執行残で18万9,000円の減であります。

項 2 目 1 企業債償還金は、借入額の確定により2万9,000円の減であります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第12号 平成30年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第7 議案第13号

○議長 次に、日程第7、議案第13号 平成30年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第13号 平成30年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

1 ページ目をごらんください。第1条に総則、第2条には今回補正する収益的収入及び支出を、第3条におきましては資本的収入及び支出を定めており、いずれも3月末までの予算執行残による補正であります。

続いて、2 ページ目をごらんください。収益的収入及び支出の補正予算明細書であります。収入について、款1 下水道等事業収益は227万6,000円の減であります。

項1 営業収益、目1 下水道等使用料は、3月までの見込みで98万8,000円の減であります。

項2 営業外収益、目1 一般会計補助金は、基準繰り入れである経営戦略策定業務委託確定により128万8,000円の減であります。

続きまして、3 ページ目をごらんください。支出につきまして、款1 下水道等事業費用は557万6,000円の減であります。

項1 営業費用、目2 処理場費272万3,000円の減で、通信運搬費、委託料、手数料はそれぞれ執行残による減であります。委託料、更別浄化センター等の維持管理委託料は3年契約の初年度で、入札による額の確定によるものであります。

目3 総係費285万3,000円の減で、旅費、委託料、手数料、負担金はそれぞれ執行残による減であります。委託料、経営戦略策定業務委託は入札による額の確定によるものであります。

続きまして、4 ページにまいります。資本的収入及び支出の補正予算明細書であります。収入について、款1 下水道等事業資本的収入、項1 目1 企業債は、借入額の確定により930万円の減であります。

項2 出資金、目1 他会計出資金は、一般会計繰入金財源補填分で1,815万6,000円の減、項3 負担金、目1 受益者負担金で47万3,000円の増でございます。

項4 補助金、目1 国庫補助金は、ストックマネジメント計画補助金で30万円の減。

目2 他会計補助金では、基準繰出金で77万4,000円の減であります

続いて、5 ページをごらんください。支出について、款1 下水道等事業資本的支出は2,393万6,000円の減であります。

項1 目1 建設改良費は2,309万4,000円の減で、主に委託料で各委託業務の確定による執行残であります。236万4,000円の減、工事請負費では各排水施設設置工事の確定による執行残で2,064万5,000円の減であります。

項2 目1 企業債償還金は、借入額の確定により84万2,000円の減であります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ございませんね。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第13号 平成30年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎会議時間の延長

○議 長 本日の会議時間は、議事の都合によって延長いたします。

この際、午後6時まで休憩といたします。

午後 3時08分 休憩

午後 6時00分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 村政に関する一般質問

○議 長 日程第8、村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

1番、安村さん。

○1番安村議員 議長の許可をいただき、通告に基づきご質問させていただきたいというふうに思います。

まず、定住促進を進めるに当たり、より具体性を持った計画立案の必要性について村長の所見を求めたいというふうに思っております。更別村まち・ひと・しごと創生総合戦略の成果並びに課題、更別村第6期総合戦略における定住促進対策及び今般具体的検討に入ったさらべつ版生涯活躍のまち、C C R Cの基本構想の関連において、その具体的施策の

あり方についてご質問させていただきます。

村は、第6期総合計画において住みたい、住み続けたいまちを最大スローガンとし、掲げているものの、その実態は残念ながら人口減少に歯止めがかからず、新年度を迎えては進学、就職によりさらなる人口転出が予想されます。地方創生における基本的理念は、大都市圏と地方の転出入を均衡させるとされておりますが、先日報道で大都市圏への転出超過が進み、地方創生の是正が進んでいないとの実態報告もございました。村の存亡をかけ、第一義的に職、雇用、居住拠点等が担保されなければ抜本的解決策は望めないと思っております。今後さらに情報通達技術の進化に伴い、居住拠点の重要性は薄らぐと想定されますが、ここ当面村のなりわいである農業を中心とした産業構造が劇的な変化にさらされるとは考えづらく、先進技術等の導入を掲げつつ、各産業の推進が図られるとは思われますが、地域の基盤となるのはやはり人の集約と定住拠点であり、高齢化、子育て、雇用促進対策の面から早急に定住化対策を図るべく、行政は地域住民を含め英知を結集し、対策を講じていくことが村づくりの原点ではないでしょうか。単に定住促進対策だけでは事の絶対解決対策とはなりません、まずは村全体枠の中で実現可能な対策から着手することが重要施策であると思う思いから、以下行政の見解を求めたいと思います。

まず、1点目、現状更別村内での雇用者居住につき、他市町村からの通勤者が年々増加傾向にあると思いますが、実態につき調査した経過はございますか。

2点目、定住促進対策は村の存亡をかけた喫緊の課題と認識すべきであると思います。人口増、雇用拡大、起業家誘致など多くのメリットが期待されます。行政は、定住促進のためいかなる具体的対策をもって推進を図ろうとしているのか、ご説明いただきたいというふうに思います。

第3点目でございますけれども、現在更別村はさらべつ版生涯活躍のまち（CCRC）基本構想策定に向け検討しているわけでございますが、定住促進あつての政策案であり、まず優先的課題として定住促進対策に取り組むことが大切ではないかと考えてございます。村長の実直な考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんのご質問、定住促進対策は村の活性化への道しるべ、早急に実効性のある計画立案を望むについてお答えをしたいというふうに思います。

平成30年度にスタートしました第6期更別村総合計画においては、本村を取り巻く環境やまちづくりの課題等を踏まえ、基幹産業である農業基盤の強化や雇用の創出、新たな人の流れの創出、安心して暮らせる生活環境の整備、またまちづくりに多くの方にかかわっていただきながら進めることなどを重点施策とし、「住みたい 住み続けたいまち ともに つくろう みんなの夢大地」をテーマとしてまいっております。住んでいる皆さんには安心して暮らしていける心地よいまちを、本村を訪れた人には住んでみたいと思える魅力のあるまちであることを目指し、今後も総合計画に基づく各種施策の実行に努めてまいります。

また、平成27年度には国の地方創生の名のもと、更別村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少と地域経済縮小の克服に向けて、雇用の創出や若い世代の就労、結婚、子育て希望の実現、地域の特性に即した課題解決などの考え方を基本とし、地方に必要なまち・ひと・しごとの創生を確立すべく、各種施策を進めてまいりました。総合戦略に掲げる定住人口対策としましては、住宅建設者に対する支援として住宅建設補助事業の推進、また住宅リフォーム制度の実施、民間賃貸住宅の建設を支援する賃貸住宅建設促進事業の推進などを実施し、移住、定住の促進に努めてまいっております。また、快適なまちづくりの取り組みとして、空き家等の有効活用を図る空き地・空き家バンク制度を創設するとともに、まちを形成する宅地分譲地の整備として更別幼稚園前の宅地分譲を行い、生活環境の整備に取り組んでいる次第であります。このようにさまざまな定住促進に資する取り組みを進めつつ、医療や福祉、充実した子育て支援による生活のしやすさや立地条件など、本村の魅力や有効性の情報発信に努め、定住化につなげていく必要があると基本的に考えております。

さて、ご質問の1点目の他市町村からの通勤者数につきましては、国勢調査の調査項目として調査結果が出ております。平成22年の調査では341人で、村内就業者数全体の16.7%、続く平成27年の調査では387人で、同じく村内就業者数全体の19.7%であり、5年間で3%、46人の増加ということになっております。

次に、ご質問の2点目、定住促進対策のための具体策ということですが、ご質問の趣旨としては住まいの場の確保ということで理解をしており、村における喫緊の課題と認識しております。宅地分譲地については、更別幼稚園前分譲地が3年間で完売したことから、続く候補地の選定について庁内の課長職による土地利用会議等により検討してまいりました。更別市街の2カ所の村有地を候補として調査したところ、それぞれ環境的な問題、将来的な利用計画に課題があるから、新たな分譲地の選定には今日至っておりません。なお、31年度においては、すずらん団地、商業用地を住宅用に変更し、2区画の分譲をする予定であります。コムニ団地につきましては、残りあと1区画となっております。

また、公営住宅については計画的に整備を進めており、入居状況については空室が全くないわけではないものの、ご承知のとおり入居には収入などの条件がありますことから、入居できない場合もあります。民間賃貸住宅については、引き続きあきが少ない状況と伺っております。村全体として現在住まいの場が不足しているものと認識しておりますが、この状況が一時的なものなのか、長期的なものなのかは判断しかねるところであります。一方、本村の地方創生に伴う事業展開や関連するさまざまな取り組みを通じて、交流人口、関係人口については拡大傾向であること、また単身世帯の増加や2地域での居住など生活スタイルや住まいのあり方の多様化が進んでおりまして、このような状況を考慮し、対応を検討してまいりたいというふうにあります。

続きまして、ご質問の3点目、さらべつ版生涯活躍のまち（CCRC）基本構想の策定につきまして定住促進対策を優先的に取り組むべきとのご質問でありますけれども、生涯

活躍のまち構想の策定につきましては発端がリラクタウン構想の再構築という課題がありました。国が推進する日本版生涯活躍のまち構想につきましては、東京などの首都圏に住む方の地方への移住が柱であり、そのために地方では住まいや移住後のコミュニティの形成が重視されておりますけれども、本村においてはリラクタウン構想で未達成となっている障害者の方の住まいや働く場の整備を優先して進めるべく、これまで検討を進めてまいった次第であります。住まいの場についても並行して検討を重ねており、現在活用されていない村有地、社会福祉法人が所有する土地については障害者や高齢者、移住者の方の住まいの場として活用することで基本構想に盛り込んでおります。具体的には新年度に入ってから詰めていくこととなりますが、移住者や定住場所の確保に努め、人口の流出に歯止めをかけられるように、これは鋭意努力、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 今ご回答いただきましたけれども、まず1点目の村内雇用者の平成27年度の実績を村長に述べていただきましたけれども、実質的には387人という、多分村内の人は初めてこういう実態を聞いたのでないかなと思いますけれども、全体の就業者というか、雇用者の20%近くの方が村外より通勤をやむなくされているという実態を、それは環境の状況によってそうになっているという捉え方もあるかもしれませんが、そこは定住に向けた対策を打つべきというのが私の本音の部分の質問でございます。そこを巻き込んだ中で人口対策はいかにあるべきかということを考えていかないと、環境が多様化の中で自由な中の住居も含めてだんだん、だんだん緩和されている中で、その位置づけが明確にされなければ、私は定住化の促進の実績は上がらないのではないかなというふうに思っていますので、その点の対応を図っていただくべくご提案申し上げたいというふうに思っております。

2点目の関係でございますけれども、分譲地の関係、今質問させていただいて、ご回答いただきましたけれども、コムニ団地がもう一団地しかない。上更別にオークヴィレッジ、民間誘導型の区画数があるのですけれども、かなり大きな区画割りの団地があるのですけれども、これとてインターネットで調べますと9区画、1区画か2区画、今何か話が進んでいるというお話を聞きましたので、実質的には7区画ぐらいが未販売という形になっています。なおかつすずらん団地の商業用地の関係、一部来年度に向けた見直しもという考えもあるみたいなので、その分の案件。それと、ご説明いただきました空き家、空き地の対策の関係でございますけれども、私が調べている中では村のインターネット上で出ているのは空き家1件ということと、空き地が更別地区で1件ということで、民間の関係で上更別の地域に2区画ほど売りが出ているという形でございます。

何を言いたいかというと、基本的にはそういう部分のPRも含めて、宅地の分譲だというだけではなくて、更別の魅力も含めて、特に大型団地の上更別のオークヴィレッジにつ

いては民間誘導型ということで、確かにインターネット上は載せていただいているのだけれども、PRも含めて魅力の発信が全くないという中で、やはり野放しになっているというのが現状かなというふうに僕自身は判断しているところで、そこをいかに改めていくかということが大事でないかなというふうに思っています。

まして今分譲地がまず、ご指摘させていただいたようにない。公営住宅の関係も先般私一般質問もさせていただきましたけれども、公営住宅の既存の形態にとらわれず、低所得者向けの住宅といいながらも、混住化社会の部分、年齢、高齢者なり、若い若年層なり、土地がなければいけないだけの知恵を絞った対策を講ずる必要があるということで、これは私はもう既にご提案を申し上げている事項でございますので、そこは真摯に受けとめて、限りある資源の中でいかに有効的に施設なり住宅を担保していくかということが僕は必要だと思っていますので、ここはいま一度、村長知恵を絞っていただいて、英知を集約して、改善策を僕は早急に立てていただきたいというふうに思っています。それでないと、この387名の分をどうしましょうかと待っていたら、また3年、4年たってしまいます、正直言いまして。土地がない、何がないという形で必ずなります。

加えて、ここ数日たまたま私も所用あっていろんな方と出会うことがあるのですけれども、数日前も更別に宅地ないよと言われました。その方は村外の在住者で更別に通っているのですけれども、宅地ないよと。空き家、空き家といったって、そんなわからないようなところ買ったって仕方ないのだから、まず宅地ないよ、どうすればいいのという話をされました。これがある程度これからの更別村をしょっていける人たちの本音の部分のそこに出てきているのだと思うのです。その点早急に解決図るべきだというふうに思っています。他町村と同じような形の対策でなくて、更別独自として対策というものを僕は打ち出すのが本筋ではないかなというふうに思っております。

3点目の関係のさらべつ版の生涯活躍のまちのCCRC構想の策定について、ちょっと誤解もあって申しわけなかったです、文章的に。私は、基本的にリラクタウン構想については本来からいえば高齢者対策だったはずで、もとのスタートはです。それが完成できない。その中でいろんな世代、時代の背景も含めて今回の福祉の対策も含めた形の対策で再構築しようと、それはそれで私はすごく評価しているのですけれども、ただその中で村長がよく言っているごちゃまぜの社会形成をしたいのだという提案がある以上、私は解釈としてはこの小さな更別村にイロハつける必要はないと思っているのです。今見直すのであれば、更別全体、更別の全域を含めた形でどう構想を練るかということが僕は根底になければならないというふうな発想でこの文章にさせていただきました。

なぜかという、CCRCの関係も障害者対策も含めていろんな方がそこにある程度の部分の拠点を持つとするならば、それにまつわる労働者も含めて、そういう方も絶対ふえてくるはずなのです。その方をどうするかという課題だってあるのです。固有名詞は別にして、施設や何かも含めてかなり村内から通っている方はいらっしゃいます、実質的に。それはそれでいいのですけれども、更別村のまちづくり、あるいは人口増、あるいは人口

維持という対策から見ると、ここは十分その点を考慮した中のまちづくりの全体という部分の提案を僕はしていかなければまずだめではないかなというふうに考えているわけです。ですから、当然ごちゃまぜの地域共生社会の実現を目指すのだということで正式に文言入っています。それで、その討議も入っているはずで。その中で、働ける、定住できるという場の担保がなければ、働く人たちもそこにはやっぱり不安材料が出てくるというふうに考えておりますので、それら全体を含めた定住化対策というものの考えをいま一度全体枠として捉えて、どう進めるかという部分を私は提唱したいというふうに思っていますけれども、その点の考えについて村長のご意見を求めたいというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員さんお話ありましたこと、私本当にもっともなことだというふうに考えております。昨年ですか、9月に上田議員さんが関連の質問されました。一定程度の方譲地が必要であるという認識をしており、子育て世代、あるいはUターン、本村に移住の関心を持った方のニーズに応えられるようにしっかり考えなければだめなのではないかというお話を受けております。まさにそのとおりであるというふうな形で答えさせていただいております。

まず、1番目のところですが、どのぐらいの方々が実際に働いておられるかという部分で、国勢調査ですから、喫緊のところではないのですけれども、確かに高規格とかいろんな部分で交通の便がよくなり、通勤可能範囲というのですか、そういうものが広がっているとは思いますが、やっぱり肝心なところは雇用があり、そして住むところがありということが本当に必要ではないかなというふうに考えております。人を育て、そして人を集め、そして人が住む、そういう村の実現を長期にわたって考えていかなければならないということで、雇用の問題、それと子育て環境とか、いろんな部分はありますが、その部分をしっかりしないと、やはり魅力ある村には見えないということでもありますので、そういうところを村づくりの観点としてはしっかりやっていきたいなというようなことを考えています。

2点目の分譲地のことですが、私は必要である。前回もお話をしましたけれども、大型の方譲地は必要です。これは、安村議員さんもお話聞いたことはあると思いますけれども、私はいろんな方々、また議員さんも通じて、特に子育て世代が更別村の高校生までの医療費が無料であるとか、第2子から給食費半額、第3子以降は無料、保育料、幼稚園、保育園、両方今保育料と言いますが、第2子から半額、今度新しく消費税が導入されて、無償化ということになりますけれども、非常に子育て環境が恵まれていると、ぜひ更別村で子育てをしたいのだと。ところが、分譲地がないと、住めないというようなことで非常にお叱りの言葉を受けています。さすが安村議員さんですが、実態よく把握されておられるなと思って本当に敬服するのですけれども、上更別オークヴィレッジ、そうです。10区画あって、ことしに入って3区画売却されています。残りは7区画です。それも都会からいろんな形でご紹介をされて、長年検討した結果、ついの住みかとして更別

村を選んでいただいた。それは、医療、福祉関係が非常に充実しているというところが、その方はある議員の方から、本村の議員の方ですけれども、紹介をいただいて、関西方面からこちらのほうに来られるということでもあります。ということで、本当に公営住宅も、大変申しわけないですけれども、ほぼ満杯状態です。民間の住宅入居状況、4月の予約を含めて満室という話を聞いております。

というような状況で、総合戦略とか、いろんな住の計画を立てていながら、それに応えるところが具体的な施策として見えてこないということでもあります。だから、これは本当に喫緊の課題として、移り住んでもらって定住人口の増加ということが村の活性化に大きな役割を果たすわけですから、その部分で雇用の創出も含め、やっぱり分譲地あるいは住む場所、そういうこと。それと、通勤されている方もおられるわけですが、更別村で生活をしていただくというようなことで、しっかりと取り組んでまいらなければいけないのかなというようなことを考えております。

最後の3点目のところですが、そのとおりです。村全体としてどうしていくのかということ、これは本当に考えていかないと、私も今やらないと20年後、30年後はこの豊かな村継続できないのではないかなというようなことで、やるべきときは今であるというふうな形で、いろんなところを同時に進めなければいけないという話をよくさせていただくのですが、安村議員さんおっしゃるとおり、ごちゃまぜの部分もありますけれども、CCRCもいろんな部分で、あそこもちろん居住地、住宅地分譲も含まれているというようなことも当初の計画にもありましたし、その部分をしっかりとやっていくということと、今ブランディングもやっていますけれども、市街地に人、大型遊具のところにたくさん来ていますよね。そういう部分で市街地に人が動いてくるというのはですか、そういうところも含めて全体としての村づくりの構想として本当にグローバルな形で定住あるいは雇用の促進等々、今安村議員さんおっしゃった定住化促進対策というものをしっかりとやっていかないと私はだめだということでもありますし、ぜひやらなければいけないというふうに考えております。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 村長の思いというのが多少理解できましたけれども、この後同僚議員が多分人口対策について具体的な質問させていただくと思いますので、それはそれとして、今村長も言われたように分譲地、確かに分譲地というのは一番説明しやすい部分でありますけれども、私がまとめて言うならば、住まいの場という部分についての捉え方を更別市街という部分に固定されないで、先ほど申し上げたように公営住宅のこれからのあり方論、村としての公営住宅のあり方論、少し再考察する。若い人たちも通っている方いらっしゃいますので、若年層がなかなか住宅がないという部分もありますので、そういう部分の確保対策です。だから、複合的施設のあり方も何でもかんでも土地を用意しますというのではなくて、若年層も含めて、健常者の高齢者で公営住宅に入りたい方という形の中、多様

なニーズの中でうまくそういう部分の仕組みがつかれないのかということでもまず1点ご提案させていただきたい。

それと、先ほどもあえてお話しさせていただいたのですけれども、上更別の市街地の関係です。せっかく認定こども園つくったわけです。膨大な資金を投入してということは、その後に何があるかということを念頭に置いた対策打っていかないとだめです、これは。ですから、あえて出させていただいたのです。村として積極的に更別の全体をどうするかという部分のブランディングしていかなければならない部分あると思います。前段もしつこく言っていた議員もいらっしゃいますけれども、更南地区の小学校跡地の利用も含めて、それが今回の話題の中に入っていない。全体の中で今回のC C R Cだって更別全体の市街地の形を問うているだけであって、全体をブランディングしていない。僕はそこが問題だと思うのです。だから、ぶつ切り、ぶつ切りの施策の提案にしかならない。だから、いま一度、私も前回、しつこいようですけれども、提案させていただきましたけれども、更別村のコンパクトシティという形の全体枠をまず落としましょうと。それでないと、あっち行ったりこっち行ったりしながら、行政区のあり方論も課題で残っているわけです。実際に偏ってきて、だんだん、だんだん。市街地の空洞化もあるわけです。それらを含めて再検討していただくと。全部の部分を更別全体枠としての村づくりのあり方、定住促進のあり方というのを僕は早急に検討していただきたいと、要望も含めてそういうふうに願っているのですけれども、最後に村長何かあれば、ご説明いただきたいというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 先ほど1点だけお答えになっていない部分がありました。空き地、空き家の部分ですけれども、今般地域おこし協力隊の1名が企画政策課に配属されまして、何をやったかといいますと、全ての空き地、空き家のところをバンクに載せるか、あるいはどういうふうに考えておられますかということを全てアンケートをとりまして、今近々それをまとめて提出をさせていただきますけれども、そういう部分も空き地、空き家、農村地区も含めて、市街地も含めてあります。その対策も早急にしなければならないというふうに思っています。高齢者、もちろんそうであります。後で織田議員さんのほうからご質問があると思います。公営住宅の運用の仕方、例えば今たくさんお待ちになっている方もおられますし、織田議員さんから何回かお話をお聞きするわけですけれども、サ高住、サービス付きの公営住宅とか、そういうような形で全体として本当に若者もそうだけれども、高齢者も含めて、いわゆるごちゃまぜですけれども、そういう住環境をきちんと整えていく必要があるのではないかというふうなことであります。

上更ですけれども、私はあそこに認定こども園、いろんな形で学童も保育機能もつけた部分で認定こども園開設しました。必ずあの市街地が子どもたち、そして人々であふれるということを私は想定しています。私は必ずあそこに人を呼び込みます。それは、今出生率の問題とか、いろんな形でほかの町村よりはかなり高い出生率を今維持をしております

し、毎年本当に多くのお子さんが生まれていて、非常にありがたいお話であると思いますし、村としては本当に展望性が持てるお話かと思えますけれども、上更地区にもいろんな雇用の確保、あるいはいろんな事業、このことも一生懸命今地域の人たちとも考えております。そして、その方たちが参集したときに、学校が残っている。あるいは、保育園や幼稚園や学童がある。そして、高齢者のいろんな施設がある。これは強みです。だから、今本当にいろんな形で手を打っていて、それが本当に私としては全てが自分の中ではつながっています。その中で、しっかり構築していくといいますか、人を呼び込むということは、これは本当に本気になって、リーダーがこういう施策をするからここに村に人が集まりますということをしっかりやっていかなければいけない。来てくれます。来たらいいですね。こういう準備をしましたではなくて、呼び込むのですよ、実際に雇用とかそういうものをつくって。そういうことがリーダーとしてきっちり求められている、しっかりと求められていると思いますし、今安村議員さんご指摘のとおり、いろんなことの施策を展開しておりますけれども、そこをきっちりと横展開するなり、結びながらしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えています。

以上であります。

○1 番安村議員 ありがとうございます。一日も早くそういう具体的施策の対策案が講じられることを念じて、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議 長 次に、6 番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、更別村の人口増につながる施策について質問させていただきます。

初めに、安村議員とかなり重複するところが多々あるかと思いますけれども、お許しいただいております。

それでは、更別村の人口は、微減といいながらも確実に減っています。とまるような気配はございません。今の施策でこれから先どうなるか。ただ、唯一熱中小学校に私は期待をするところございますが、これが本当に更別村の観光や産業、社会構造の化学変化が起きて好循環となり、人口増となるのか、それとも幾ら手を打っても統計に示しているような人口の減少が続くのか、非常に心配するところでございます。今村は頑張っている事業を展開していますけれども、そして村長はまた今やらなければだめなのですと力強く叫んでいますが、結果が出ないとこれは結局行政サービスのばらまきというような状況に陥ります。今のところ私は更別村に働く場所が生まれているという認識はございません。そもそも本来の行政の仕事を超えた課題、問題であるかもしれませんが、村の生き残りを考える今はあえて何もしない無策の策という声も実は聞いてございます。人口増は、経済や地域で稼いだ収入をこの地域で支出する、この循環がなければそもそも衰退するにはごく当たり前の論理でございます。それこそが本来言う地域の支え合いなのかなというふうに私は思っております。これがなければ、地域というのは本来成立しないかもしれ

ません。そんなことも含めて、ここで以下について質問させていただきます。

1点目でございます。これも重複しますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略、ブランディング事業、さらべつ版生涯活躍のまち構想、その他人口増につながる施策の各施策ごとの経過年とその合計金額、そしてその効果はどのような状況になっていますか。

2点目でございます。上記の施策の中で人口増につながる観光、IT関連の産業も考えられますけれども、更別村の主産業は農業ということでございますので、ここで農業関連につながる事業は幾つあり、その効果はどのような状況になっていますか。

3つ目に、現状の施策を総点検し、見直すときであるとも考えています。人口増の見通しを含め、各事業の費用対効果が求められるところですが、その中で人口増の見通しが効果が大として継続したいとする事業は幾つあると考えていますか。

4つ目でございます。新規就農者支援について、このたびの条例の一部改正がございましたが、そのことの取り組みもあることを踏まえてお聞きしますけれども、村の人口の増減は農家戸数にやはり大きく関係していると考えてございます。農業の大型化が進むと人口減少が進みますので、ここで行政的視点という言葉が正しいかどうかわかりませんが、行政的視点で人口減が課題と考えるので、やるべきことは新規就農者支援は農家戸数をふやすような施策が重要であり、その仕組みやそれに特化した支援を行うことが重要だと考えてございます。

例としまして、1戸30ヘクタール程度の小規模な家族農業経営体の確立を目指してはどうでしょうか。後継者がいない農家が新規農業者を受け入れて、育てる、譲渡するといったような、そんなような仕組みに支援をする。次に、大型化する農地を分家的な発想でこれを2分割させるような、家族経営が営めるような、そういう仕組みや支援ができないだろうか。今どうしても大型化が進む農業形態、これはとめることもできませんし、当然進んでいくものは進むとしてよろしいのですけれども、村としてはこういった小規模農業の仕組みや支援を図ることで農業の形態、2分化というものをあえて考えることが必要だというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

5点目でございます。人口動態を直視したときに、更別村の限界人口、これも造語になりますけれども、どこまでが限界と、リミットとするまちづくりの構想の策定をしてはどうでしょうかということでございます。2050年推定の人口は2,500人、それを3,000を目指す。あるいは2,800人を堅持するといった、そういうリミット、人口リミットを想定して考える。今農家戸数、JAとも十分協議しながら、現実的な農家戸数を堅持する施策を前提にして、そして人口の推計もはかりながら、先に少ない人口の中でもどんなまちができるかということを想定してはどうかということです。

市街地の形成は、現実的なコンパクトシティを目指して公共施設の改修や公共投資、徹底した行政改革を行い、更別村で必要とする、あるいは利用する事業所の種類、数を計画することが無駄のない現実的な持続可能なまちづくりと考えてございます。現前にある施策から、人口は微減であり、何もしなければ激減するという考え方も一方では理解でき

ますけれども、統計では特別な施策にかかわらず確実に減少するということがあると思います。産業が起きなければ社会増とならない大きな課題が私はあると思っています。住民感覚として、今いろいろな施策が打ち出されていますけれども、住民にとって生活に変化を与える何らかの実感が果たしてあるのだろうかということを考えたり、この先が市街地の衰退と結局は財政の破綻では私は非常に困ると思っています。これまでの村政は今後迎えるであろう高齢化社会等の問題対策に積み上げた基金等もあったはずで、これは支え合いで乗り切れる次元ではございません。無策の策ということもあります。村長に所見を伺いたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 村瀬議員さんのご質問、更別村の人口増につながる施策についてお答えをしたいというふうに思います。

本村の人口につきましては、平成22年の国勢調査で3,391人、続く平成27年の国勢調査におきましては3,185人と5年間で206人、6.1%の減少となっております。また、住民基本台帳人口におきましても平成30年1月1日現在で3,230人、本年1月1日現在では3,168人、62人、1.9%の減少であります。少子高齢化という国家的課題を抱える中で、十分な歯どめがかからない状況であり、危機感を持っているところであります。とはいえ、この間経済規模や生活サービスの縮小など、さまざまな今日的な課題あるいは長期的な課題に対して住民の皆さんの意見に耳を傾け、前向きに、かつ計画的に取り組んできました。また、本村人口の現状と将来展望を提示する人口ビジョンの策定、それを踏まえた中で基本的な方向、目標値を定めたまち・ひと・しごと創生総合戦略を平成27年度に策定し、若い世代の希望の実現や本村の各分野における地域課題の解決に、人口減少を克服すべく各種の施策を進めてまいりました。

さて、ご質問の1点目につきまして、更別ブランディング事業、さらべつ版生涯活躍のまち構想策定について、事業におきましてですが、いずれも総合戦略に包含するものでありまして、平成30年度から掲載しております。総合戦略の各事業につきましてはそれぞれ事業期間、事業費用が異なるものであるものですから、総合戦略全体としてご説明をさせていただきたいというふうに思います。総合戦略に登載した事業は、平成29年度末現在46事業、事業費につきましては29年度末現在で7億9,986万円となっており、大きなものとしたしましては更別村地域創造複合施設の整備、十勝さらべつ熱中小学校事業による人材育成の推進、上更別認定こども園整備による子育て支援の充実等であります。

また、事業の効果につきましては、各分野で数値目標を掲げており、その中で基本目標2において、31年度末の計画終了時の人口の転入者数と転出者数について目標を定めております。いずれも29年度末の数値のため、参考数値としてお示しをしたいと思います。転入者数については、目標値、5年間で80人増加に対して22人の増加、達成率は27.5%であります。転出者数については、目標値、5年間で50人減少に対して58人増加であり、達成率はマイナス116%という厳しい数値でありますことから、今後も目標に近づけるように努

力をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、ご質問の2点目、総合戦略における農業関連事業につきましては、基本目標1、施策1の(1)、新たな産業の担い手確保における新規就農者育成に対する取り組みの整備推進、また関連としては(4)にあります特産品開発普及の推進であります。新規就農者育成に対する取り組みは、これまで関係機関との協議、調査、検討を重ね、31年度から新たに事業化したものであり、新年度当初予算への計上と更別村新規就農者受入特別措置条例の一部を皆様のご承認を得て改正したところであります。内容については、後段の質問の中で答弁をいたしたいというふうに思います。

特産品開発普及につきましては、ふるさと創生基金事業において地場産農産物を活用した特産品の開発、更別農業高校生徒と地元企業との協力による特産品開発事業など3つの事業を実施しております。意欲ある皆さんの取り組みへの支援により、本村に新たな特産品が開発されたことによる販売の促進と本村農産物のPRと情報発信の面でも効果的であったと考えております。

次に、質問の3点目、現状の総合戦略の中で費用対効果が大きいとする事業でありますけれども、今回の総合戦略は31年度をもって5年間の計画期間が終了となります。2020年度からは次期総合戦略によって取り組むよう、国から地方創生に向けた方向性や施策の指針が示されるというふうに考えております。31年度中には各事業の総点検、目標達成の状況、有無、事業効果の有無などを精査するとともに、事業の継続、見直し等についてしっかりと判断しつつ、切れ目のない政策運営を行ってまいりたいと考えております。

したがって、現時点では数値的な発言は差し控えさせていただきますが、効果が不十分な事業については次期総合戦略には掲載しない。あるいは、十分な見直しを行うなどの対応をしてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の4点目、新規就農の取り組みにつきましては、先ほど一部申し上げましたけれども、平成31年度から新たな農業研修生の受け入れ事業をスタートさせることとし、当初予算に計上しているところであります。また、新規就農者の要件を就農計画の認定者とし、ご質問にありましたとおり30ヘクタール規模程度の新規就農者にも対応できるよう、更別村新規就農者受入特別措置条例の一部を皆さん方のご採択を得ながら改正したところであります。新たな農業研修事業では、新しく経営を開始しようとする者であれば、後継者以外の農家の子弟や酪農ヘルパーからの新規就農も視野に入れておりまして、基本的には後継者不在農家での就農研修を経て就農することを想定しておりますが、体験研修後に従業員として農業に従事するケースもあると考えております。人口増対策の視点では、新規就農による戸数の増加もさることながら、農業就農人口の増加が重要であります。大規模経営を2分割する方法もあろうかと思いますが、法人化や地元雇用促進事業を活用した従業員の雇用などにより農業就業人口の増加につなげてまいりたいというふうに考えております。

次に、ご質問の5点目、コンパクトなまちづくりにより人口の維持、持続可能なまちづ

くりが図られる。いろいろと策をなした末に村が破綻しては困るとのご意見を踏まえ、現在村が進めている施策が住民の皆さんが本当によくなったと実感が持てるかというところ、本当にそうなのかどうかという質問というふうに理解したところであります。ご指摘のとおり、農家戸数の維持については本村の基幹産業である農業を維持していくためには極めて重要であると認識しております。農家個々の創意工夫、あるいは農協などの関係機関の努力により、ここまで安定的に生産を上げられる基盤が整ってきておりますけれども、本村のような家族経営では、平均50ヘクタールを超えている状況でこれ以上の規模の拡大が難しいのではないかとこの危惧もしております。

一方、市街地形成は、既に始まっている少子高齢化、あるいは空き地・空き家の将来的な増加などを見据えて、現状の市街地エリアを大きく余り拡大しないように配慮して、コンパクトになるように配慮してまいりました。これまで地方創生の名のもとに新たな事業に積極的に取り組んでまいりました。これからまた種が花を咲かせるように、しっかりと取り組んでいく必要があると思います。新しいことに取り組むにはリスクもあり、不安があり、不満もあると思います。そういう点で住民の皆さんの実感があるのかと問われれば、まだまだ不十分なところがあるというふうには考えています。しかし、私自身は着実に1つずつ施策が前進することで、住んでよかった、住み続けたい、そういう実感、あるいは住みよい、暮らしやすいという、種々のアンケートあるわけですが、そういう実感は村民の方に持っていていただいているのではないかと。それをより一層広げるために鋭意努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 産業がどう展開していくか、非常にここが重要だと私は思っております。それは、まさに更別は農業、農業というものを外せないという意味で、私は全く素人ではございますけれども、若干私の考えなりを含めて質問させていただきますけれども、十勝の農業は総じて良好でございます。そして、更別村も現実にはこういう大規模農業でありながら経営は安定していると。そういった中では大変いいのですけれども、この間の新聞見ますと、2025年度の予測戸数では確実に減っている。二百十何戸から176戸という数字が出ています。これは、人口減少に単純につながっていくのではないかなと私は思っています。

今般このことも考えながら、先ほど新規就農特別条例の一部改正をして、いろんな方に就農できるチャンスをつくっていただいたというふうに私は理解してございますが、ここはもう少し踏み込んだ新規就農というふうには捉えられないかと思っております。一部改正した部分では、大きくは村外というものを外したということによって、先ほど言った分家制度ではないですが、大型化する農家さんは兄弟2人いれば、もしかしたら2人できるかもしれません。私は、こんなことが狙いなのかなというふうに実は思っております。ここは本当によかったなと思っております。ただ、もう一つ、後継者不在農家の中で自分のところに受け入れて、そして育てて、そして継承するのは法人でも何でもいい

のですけれども、そうして経営を移譲できる。単に小作みたいなことで人に貸し付けて、そしてそのまま売って大型化していくというのは、これは一つの方法ですけれども、戸数ということを考えたときには、ここはふえていくというロジックになりませんので、私はそのこのところには何か1ついい案がないかなというふうに思っているものですから、そういう仕組みの新規就農ということが考えられのかなということでございます。それで、ちょっと繰り返しになりますけれども、再質問の中で今言ったように後継者不在の農家に直接受け入れて、そして農家を引き継げるような制度の支援ができないものかということの考え方です。

2点目なのですが、地場産業の特産品普及でございますけれども、これは私は実際事業化に結んでいないと思っているのです。これでは産業起きてこない。高校生が幾ら頑張っても、高校生ですからこれには限界でございます。本質はここから先が問題で、つくったものを商品化して普及していく、ここがまさにこれからの更別村の産業の発展の一つかなと思っていたのです。そこで、新たにブランディング事業というものはここで本番です。ここで初めてこの事業が生きてくるのかなと思ったら、ちょっと違う感じがするのです。そして、村のPR発信で効果的だったという、こういう総括されても、そんなための支援ではお金を使い過ぎてどうにもならない。実際にこれを東京の人たちがどれだけ知っているかといったら、ほとんど僕はわかっていないと思います。

という実態も含めて、ここちょっと私は気になったのですけれども、更別村の農業経営生産対策推進会議の第6期更別農業振興計画でございますよね、その中に第1節の農産物の販売、流通、加工の推進対策とございます。これは空白です。5節の活力ある農村づくり、ここも空白です。ということは、今やっている農業はそのまま継続してよろしいのですけれども、新たな産業興しだとか、農業に関するですよ、それとか農作物の加工品をどう売っていくかという、こういう政策一つもないのです。ですから、ここについて計画書が空白になっているということの理由とそれを実際にどういうふうに村は捉えているのかなということなのですけれども、以上2点質問させていただきます。

○議長 西山村長。

○村長 1つ目の新規就農戸数をふやしていくというようなことです。私としては実感としては、今若妻すみれ会とか、女性部の方の総会とか行くことが多い。担い手が一旦は都会へ出たり、村から出ていきますけれども、お嫁さんを連れて帰ってきているというのが非常に大きな特徴ではないかと思います。そして、いろんなところで、最初は公営住宅等に住んでいますけれども、住宅を建てて、そして新たな世帯、世帯はふえているというようなことで、そういうようなことで、これは1つ大きな明るい話題ではないかなというふうに思っております。ということで、農業に関しては基幹産業ですから、その辺の農家戸数の減少を食いとめるというようなことで、例えば哺育・育成牛の預託施設ありまして、皆さん方に承認をいただいて、これが今非常に軌道に乗ってきて、頭数が預かる施設が足りなくて拡張していくというような状況で、非常に勢いが出てきているということで、

酪農家、畜産農家はこのままいけば村から消滅するのではないかという危機感に燃えて4年前にJAさんと協力してやったわけですが、それが見事に結実をしてきているというような状況があります。畑作の場合もそういうふうな形で、いろんな形で工夫して取り組んでおられる農家さん、生産者の方もおられますし、その辺で今般の議会で承認、採択をいただきました条例改正、そこを足がかりにして、担い手が、後継者がいない部分も含めて、あるいは新規参入者も含めて村に参入しやすい体制をつくりながら、農業の基盤整備、振興策をしっかりとやっていかなければいけないのかなというようなことを思っています。

もう一つですが、6次化とか、私はJAの総会の議案書等々を拝見しまして、いろんな形で6次化に対しての部分の記述とか、あるいはいろんな工夫した今からの特産品とか、地場産のそういうものを加工したというのですか、そういうような方向もしっかりと見据えて取り組んでいかなければならないという文章も拝見しておりますし、そういう話も各生産者の方からもお聞きしています。いろんな特産費開発ということで、例えばふるさと創生基金事業では、万能だれとか、タマネギドレッシングとか、商工業でも地元のサイダーとか、いろんな部分とか本当に工夫をして生産、取り組んでおられる農業者、商業者の方もおられますし、そういう部分ではそういうところをしっかりとチャレンジ資金とかそういう形で下支えをしてやっていかなければいけないなというようなことを思っています。

今4月から近未来実装ということで、無人トラクターとか、いろんな形で後ろにつく作業機械がAI化の実証実験が国を挙げて、北海道を挙げて畑作の我が村でされるわけですが、私は今若者たちが将来に向かって豊かな可能性、限りなく希望と展望を持って農業に取り組むいうところについては、そういう点も最先端の技術、それには通信網の整備も必要なわけですが、そういった部分もしっかりと取り組みながら、そして6次化とか、いろんな特産品の開発、これも村が支えて、JAさんとも協力しながら、生産者の方と協力しながらやっていく必要があると思いますし、まさにそれがブランディングであるというふうに考えておりますので、そういう形も実際にやっていきたいなと、支援をしていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 実情等も含めて説明いただきましたけれども、更別村農業経営生産対策推進会議のところを一通り読ませてもらって、5期、6期ともに僕はそこは進んでいないと思っています。これはどんな会議か僕は承知していませんけれども、余り。ただ、なぜここにのらないのかなという疑問はあります。これが村と農協さんの進むべき農業なのかなというふうには感じながら読ませてもらっているのですが、村の農業に対する考え方がちょっと薄いのかなと。これは仕方がないのです。私たちは行政ですから、生産者とは違いますから、それはJAさんが主体的にやっていくようになるのだと思いますけれど

も、わかりますけれども、もう少し行政という目線で何をしたいかということがここに織り込めるのだとすれば、今言ったところの最低この2項目、ぜひごらんになって埋めるような努力していただきたいと思いますけれども、次の質問をさせていただきます。

仮称の限界人口は何人かという、こういう乱暴な質問をさせていただきました。これは、あえてこんなことに答える必要は正直ないと僕も思っています。ただ、ここを考えないといけないということ。今の人口減少を食いとめないときの村の生き残りだと私は思っているわけなのです。結局何もしないで見るがままになっていくということではなくて、ここを見定めてやるというのも一つの先手だと私は思っているのです。というのは、要するに無駄なものをなくす。本当に必要なものは何かという再点検ができるのです。村長はよくなさぬは人のなさぬと言いますけれども、これは何を言って言うかということなのです。何でもやるということが必ずしも私は正しいとは思っておりません。ということ、やらないということも時には必要なだろうということなのです。

これは後の質問になりますけれども、これは財政計画や今いろいろやっています。その計画をきちっと見定めた中で手を打つというのは、これはわかります。その前に打って打って打ちまくと、これちょっとまずいということが気になるものですから、あえて行政サービスの今ダブリはないのかとか、施設が重複していないのかとか、そういうようなことをどんどん、どんどん、まず喫緊にやらなければならないと私は思っているのです。これはその基本となるものは、やっぱり人口が何人かということがあって初めて成り立つものだと思います。今まさに公共施設等総合管理計画、これ立てようとしていますよね。公聴会も開いて、私見ていませんけれども、恐らくどんな施設が必要なのだろうかというようなことの調査だと思うのです。こういうところをきちっと整理しないでいろんな事業をやっていくということは、かなり慎重にやっていただきたいということも含めてなのですけれども、要するに人口を3,000人として想定してやるのか、2,500人と想定してやるのか。人口は確実に下がりますと言っているときに、さあどんなのでしょうかということを私は提案しているだけなのです。

今いろんな計画があります。例えば都市計であれば、村はないですけれども、何人と必ず出ます。下水道を計画するときには何人です。必ず何人という想定で計画がつくられる。これに基づいて施設整備やいろいろしていく。建物も同じです。学校、生徒何人いる。こういうことで器を決めるわけです。ここが僕はすごく大事ではないかなと思っているものですから、再質問させていただきますけれども、先ほど安村議員さんが言いました定住化等々、当然分譲地私も求めてございますけれども、ただ人口はその中でも減るということをシミュレーションしていただきたいのですが、要するにコンパクトシティーを目指しています。その中でさらべつ版生涯活躍のまち構想やブランディング事業、まさにここなのだろうと思いますけれども、人口推計、10年ではもちろんわかっていると思いますけれども、3,020人、20年後は2,780、30年後は2,500と言っていますよね。村長がよく10年後、20年後を見据えてと言うのは、では一体何人人口いるのという話なのですが、こう

いったことをC C R C事業だとかというときに想定されているのかということをもまず1点お聞かせください。

それと、今施設をいろいろ計画されてございます。ここの施設を計画するのはよろしいのですが、今言った人口が何人かという想定と、先ほどちょっと重複しますけれども、どんなまちなのだということは今計画している最中ですよ、僕はそう思っているのです。その中で進むということはすごく懸念があるものですから、ここを明確にしないうちは箱物的行政は少しとまっていたきたいというふうに私は思っているのですけれども、その2点について質問したいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 2点です。

1点目についてです。私は、今やらなければだめだというふうに、これは私の強い信念であります。やらなければ、気がついたときにはもう取り返しのつかないような状況になっているというのがあります。抽象的な話で申しわけないですけども、ある町村長さんはこういうふうにおっしゃいました。交付税も減っている。いろんな形で財政も厳しくなっていると。肩すぼめて丸まっていたら、我が村は、我が町はなくなるのだと。多少のリスクはあっても手を打たなければいけない。そういうことを真っ向からチャレンジしていく。住民が同じ意識に立ってやっていくということは、今からのまちづくりや村づくりにどうしても必要なのだというふうな話を聞いて、私はその信念でやっております。

もう一つは、人口のシミュレーションというふうなお話もありました。その部分については、いろんな総合計画等々、総合戦略立てたときもシミュレーションしております。ただ、村瀬議員さんおっしゃるとおり、社人研が予想した人口の減少よりも、ほかの町村よりは緩やかだというふうに、それはほかの町村と比べる必要はないのですけれども、緩やかではありますけれども、しかしながら確実に減っているのです。だから、そのところでいわゆるコンパクトシティの発想であるとか、無駄をなくすという発想は、これは絶対必要です。

ことしは選挙の年でもありますから、今職員を挙げて行政改革を全部出しております。財政シミュレーションについては、総合計画を立てるときに本当にこれで全部なのかというふうなことでとことんやり直して、何回か計画の見直しをしました。本当に財政的に大丈夫なのかと、10年たったら。それは、結論としては基金が、具体的な数字は言いませんけれども、ある程度残って、安定したいいわゆるコンパクトというのですか、そういうような形が持続できれば十分にやっていけるというふうなシミュレーションをもっているいろんな計画を立てて、いろんなものの建てかえとか、いろんな部分についても考えておるところでございます。当然人口についてはやはり想定をして、それに見合った施策というのですか、そういうものは考えておりますし、それは想定してやっております。

その部分で、コンパクトということもありますけれども、今新たに我が村の場合は医療あるいは教育、農業の分野でICT、IoTを活用した、そういった先進通信技術を活用

した農業あるいは医療関係。医療関係ではタブレットを持って患者さんを、医療、介護、福祉、あらゆる方がその患者さんに対して情報を提供して、そして総がかりでその方たちの生活を支え、病気を支えるというような状況を持っています。これは、今国が進めている国家戦略特区を挙げているわけですが、それは単にいろんな形で最先端技術ということだけではありません。今国はスーパーシティ構想ということで、そういう形で省力化できるところ、あるいは機能的にできる部分を集約した、そういうまちの構想を積極的に進めようとしております。それが国家戦略の次にある、近未来実装の次にある将来的なまちのビジョンであります。そういうところも含めて鑑みながら、しっかり考えていかなければならないというふうに思っています。

箱物ということでもありますけれども、私は新たにそういうようなことで財政等々のことを無視してそういうことを考えているつもりはありません。喫緊の課題、例えば法令に準拠していない、あるいは子育て環境とか、そういうものについては今すぐ改善しなければいけないのです。そういうところには、これは箱物ということではなくて、今の状況を変えるということです。そういうことをしっかり今取り組んでいかなければならないというふうに考えています。

財政シミュレーションをしっかりして、行政改革大綱になるか、あるいは違う形でお示しできるかわかりませんが、今準備をしておりますし、いろんな各課において職員からのいろんなアイデア、そして意見を集約しながら、どういうふうにしたら効率よくできて無駄が省けるかということで1年間取り組んでまいりました。それを最先端技術とかいろんな施策に取り組むと同時に、しっかりした財政基盤を確立する。今まで基金を積み上げていただきました。それはいざというときのための基金であります。そのこともしっかり堅持をし、少しずつまだ積み足しをしながら、なおかつそういう形で行政改革もしっかりしながら、その両面で村について将来人口増も想起した形でやっていくことが必要であるというふうに考えております。

以上であります。

○6 番村瀬議員 先ほどから人口を想定していますと言うのですが、もし何人か想定ができていたら、それだけお聞かせください。

○議 長 3回超えていますけれども、村長答えますか、人口に対して。

○村 長 はい。

○議 長 西山村長。

○村 長 何人ということでもありますけれども、これは各年度によって想定したシミュレーションを若干修正しつつしておりますので、その年代に従って数値については変化をするということでもありますし、その部分で私は……

○6 番村瀬議員 10年後でいいですよ。

○村 長 今その統計資料というのですか、ありませんので、減少していくような状況の中で、最低限の2,500人あるいは3,000人というような形では想起はしております。でも、

具体的な数字はきっちりとは言えません。大変申しわけないですけども。

○6番村瀬議員 どうもありがとうございました。

○議 長 引き続き4番、織田さん。

○4番織田議員 議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして、安村議員さんと重なる点もありますけれども、高齢者住宅、施設の不足対策について質問いたします。

ますます進む少子高齢化社会、更別においても平成31年1月31日現在、65歳以上の方は949人で、高齢化率は29.9%となっています。世帯数では、高齢者世帯が163世帯、また独居世帯は160世帯と報告されており、この高齢化率、高齢者世帯は今後も増加していくものと見込まれております。高齢者にとっては、移動手段が制約されることなどにより通院や買い物など住民生活が不便になり、独居世帯においてはひきこもりや孤独感、あるいは緊急時に対する不安があり、特に市街地から遠く離れた方ほどその不安は大きくなっております。

村では、在宅で生活することに不安がある方の住居として生活支援ハウスがありますが、入居するには要支援以上の認定が必要であり、現在15名が入居待ちの状態です。それと、緊急通報システムがあり、在宅生活を支援するための高齢者世帯向け公営住宅としてシルバーハウジングがありますが、現在8名の方が入居待ちの状態です。このように入居希望者に対して施設が不足しており、村内の一部の住民においては帯広市などの見守りや食事提供があるサービスつき高齢者住宅等に入居する方も見られております。また、市街地から離れた方が住民生活が少しでも便利である市街地への移住を希望されている方も見られます。村でも住み続けたい村づくりの観点から、サービスつき高齢者施設や見守り、食事がついている高齢者住宅等の事業を民間で行われている業者などの本村での事業展開を検討してはいかがでしょうか、村長の考えをお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 織田議員さんからの高齢者住宅、施設の不足対策として民間事業者の誘致等についての質問にお答えをしたいというふうに思います。

高齢者が快適に住み、学び、活動できる場の形成を目指して、住宅、各種福祉施設、スポーツ、レクリエーション施設を一体化して整備し、高齢化社会に対応するまちづくりの拠点とするため、村といたしまして平成3年3月に福祉の里構想を策定しました。その後、平成4年に更別村地域高齢者住宅計画を、平成6年には高齢者世話つき住宅計画を策定して、65歳以上の高齢者の居住施設として公営住宅の整備が計画をされまして、シルバーハウジング30戸を平成7年度より12年度にかけて建築したところであります。また、居住施設に生活支援機能及び交流機能を組み合わせ、24時間体制で生活援助員が配置をされ、入居者の日常生活と共同生活をお手伝いするとともに、レクリエーションやサークル活動、地域交流などを通して元気な生活を送ることを目的として、福祉の里総合センターに併設をしまして生活支援ハウスふれあ〜るを平成14年度に整備し、支援を要する高齢者の方々の住環境を整備してきたところであります。

議員ご指摘のとおり、シルバーハウジング、生活支援ハウスともに、本当に申しわけないのですけれども、入居待ちの方がおられるところでもあります。村民が将来どのような状況にあっても、希望すれば住み続けることができるまちづくりをしっかりと今構築しなければならない。対応は不可欠であるというふうに考えております。現在村ではさらべつ版生涯活躍のまち基本構想、基本計画を策定しているところでもありますけれども、この中においても高齢者向け、あるいは障害者向け、移住者向けなどさまざまな居住施設や宅地分譲を行うエリアの整備をうたう予定をしているところでもあります。また、基本構想策定後は平成31年度に実施計画を策定する予定としています。この部分をしっかりと考えながらやっていかなければいけないのかなというように考えています。

高齢者向けの住宅のあり方につきましては、現在生活様式も多様化していますことから、どのような住宅が望ましいのか、議員ご提案のサービスつき高齢者住宅等さまざまな選択肢を想定しながら、運営する事業者も含めて今後計画策定の中で検討していきたいと思っておりますし、また近年整備している公営住宅は全てバリアフリー構造で、高齢者にも優しいつくりとなっておりますところから、その入居に関してもPRをしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 村長答弁のように、村においても高齢者住宅としてシルバーハウジング、あるいは生活支援ハウスがありますが、まだまだ足りないのが現状です。特に高齢者にとっては、少しでも健康寿命を長く延ばしてもらうためにはバランスのとれた食事が必要でありますけれども、高齢者にとっては食事も大変だという話も聞いております。また、帯広などに行くと知り合いは余りおりませんが、生まれ育った更別で生活するということは、高齢者にとっては知り合いの多い中で、そしてまたそういう中で交流も生まれることから、孤独感の軽減につながると思いますし、またそういう施設に、守衛というのですか、管理人がおりますと見守りもあり、一人で暮らすひとり暮らしの不安が少しは解消されると思います。そのためには、食事の提供がある高齢者賃貸住宅、あるいは有料老人ホームなどが市街地に建設されれば、通院や買い物などの生活の不便の解消にもつながると思われます。管内では民間で事業展開をされている事業者さんもたくさんおられますので、更別においても民間住宅建設促進事業などの事業もありますので、民間の事業展開をされている業者さんにぜひ強く働きかけてみることも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 西山村長。

○村 長 今織田議員さんご指摘のとおり、本当に高齢者が安心をして生まれ育った更別で生活できる環境をしっかりと整えていかなければいけませんし、災害とかいろんなことがあるたびに高齢者の方の生活がどのようになっているのか、そういうのが心配でありますし、村としても見守りとか安否確認に向かっているところでもありますけれども、その部

分が今お待ちになっている方々も含めてしっかりと村の中の施設で対応できれば、これは非常にいいわけですし、そういう部分もシルバーハウジングとか、いろんな支援ハウスもありますけれども、先ほども安村議員さんの質問の中にもありましたけれども、公営住宅のあり方、バリアフリーというふうなお話もしましたけれども、サービスつきの高齢者の住宅としても使えるような、あるいは支援員の配置をして、そういう形で住宅を整えていくということもやっぱり視野に入れていかなければならないというふうに考えております。

また、いろんな多様性があるということで、農村地区にいる高齢者の方、前織田議員さんからもお話を受けたことがありますけれども、市街地に来て安心して触れ合ったり、買い物ができたり、いろんなところで施設に行きやすいというような状況も、これも必要であると思いますし、そういう方々を農村地区の住宅と、あるいは高齢になってから体が思うように動かなくなったときにはまちの中でも暮らせるというようなところ、そういう面もしっかり対応できていかなければならないというふうに思いますし、まさに高齢者というのは人口減少の中で本当にふやさなければいけないというような頭もあるのですけれども、今ある高齢者の方々の平均寿命、健康寿命のギャップを埋める、そういう施策をしっかり具体的に取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 サ高住などの新しい事業展開が本村で行われれば、それに関しては人も必要なわけで、それが人口増につながるとともに、新しい仕事や職場づくりにもつながると思いますので、少しでも早い時期の実現を希望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議 長 答弁はいいのですか。

○4番織田議員 あれば。

○議 長 村長、答えたほうがいいですよ。民間業者入れてやったらどうですかという質問もしているのですから。

西山村長。

○村 長 今議長のご指摘ありました。大変申しわけありません。

民間業者の方に参入していただいて、食事つきのということもありましたし、いろんな形で食事会とか行かせていただくのですけれども、高齢者の方は非常に喜んでいろんな形でお話もされておりますし、できればそういう民間業者の方に入ってきていただいて、村の中で展開をしていただくというのは本当に素晴らしいことだと思いますし、ぜひともそういうところも本当に声かけもしながら、そういうことを実現できるように頑張っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○4番織田議員 どうもありがとうございました。

○議 長 次に、5番、上田さん。

○5番上田議員 十勝さらべつ熱中小学校の環境整備等について、通告に従い一般質問させていただきます。

十勝さらべつ熱中小学校は、人材育成や交流人口の増加、新たなコミュニティー活動の形成などを目的として、平成28年度から5年間、国の地方創生推進交付金の採択を受け、29年度から開校されているところであります。一流講師による授業等の魅力もあって、先月行われたオープンスクールでも、私参加させていただきましたけれども、村内外から非常に多くの方が受講しております。大人の学校として、少しずつではございますけれども、着実に浸透してきているのかなというふうに理解しているところであります。しかしながら、オープンして3年目を迎えるわけでありましてけれども、芝生や駐車場など施設内の環境整備がいま一つだと言わざるを得ない状況であります。附帯施設である熱中カフェや、それから熱中マルシェの使用が少ない。ということから、今後の活用方法について質問させていただきたいということで一般質問させていただきます。

まず、1点目の芝生や駐車場の環境整備についてであります。外構などの環境整備は、本来ですと発注元である村が全面的に施行すべきなのだろうと。そして、指定管理先である熱中機構がそれを管理していく、これが今までというか、考え方の中では一般的だと思っております。ところが、外構の状況は、これはもう皆さんが知っているところなのですけれども、市街地の中心部にある施設としては非常に中途半端になったと言わざるを得ません。看板や花壇の整備も含めて早急に改善する必要があると私は思っております。

2点目です。附帯施設である熱中カフェ、それから熱中マルシェの活用についてであります。この2つの施設は、憩いの場の提供や特産品の販売を通じて更別を全国に、ちょっと大げさになるかもしれませんが、更別を全国にPRすると、こういったことが目的だと思っております。残念ながら、オープンしてこの方現在まで数回しかまだ使われていない、こういう状況にあるかと思います。原因を探ってみますと、やはり一番でかいのが人手不足が主な原因なのかなというふうに私は思っております。というようなことから、国の地方創生事業である地域おこし協力隊事業を活用して、一つの案ですけれども、委託先である熱中機構に派遣し、スタッフの確保など人員の支援も考えるべきではないだろうか。これも一つの方策だというふうに思っております。

熱中小学校は全国で12カ所、北海道では本村が唯一というようなこともありまして、開校以来マスコミ等を通じて頻繁に情報が全国に発信されております。村の認知度向上に大きく貢献されているわけです。今後の村づくりにも大いに期待されるところでありまして、村としても積極的にかかわっていくべきだと思っているところであります。これらを含めて、熱中小学校に対する村長の考え方を聞きたいなと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 上田議員さんの十勝さらべつ熱中小学校事業の環境整備等についてのご質問にお答えをいたします。

十勝さらべつ熱中小学校につきましては、ご承知のとおり第一線で活躍する全国の企業

経営者や研究者等を講師にお招きし、起業や創業へのアプローチ、地場産業の振興やビジネスのスキルアップなどの講義を通じて人材育成や地域の活性化に貢献できる学びの場として運営しているものであります。生徒数につきましては、第4期となる現在は134名、4月からの5期目につきましては2月末現在で121名、昨日の段階で150名というふうに聞いております。これも一流講師陣による質の高い講義の提供、加えて部活動などを通じた新たなコミュニティが生まれるなど、生徒の皆さんの満足度が高いためと評価しているところであります。一方、施設につきましては、ご承知のとおり旧帯広開発建設部南部事業所の施設を再利用したものであり、平成28年度から平成30年度の3年間かけまして更別村地域創造複合施設として整備を進めたところであります。熱中小学校の校舎に当たります地域創造センター、食堂と宿泊施設を備える地域交流センター、またカフェやマルシェ、スタジオ、アクアポニックスを配備したいいわゆるコンテナ町家など、総事業費約1億7,000万円、国の地方創生関連交付金の活用により整備をさせていただいたものであります。

議員ご質問の1点目、外構などの環境整備については、ご指摘のとおり施設は村の施設であります。本来であれば村が公共施設として利用しやすい状況に整備した後に指定管理者に管理させるべきと認識しております。駐車場や芝生など外構整備に係る事業費につきましては国の地方創生拠点整備交付金の交付対象外であるため、物置の撤去、施設回りの一部舗装等、必要最小限の工事のみ実施をしており、他の公共施設と比べて見劣りするのはやむを得ない状況であると考えております。また、熱中小学校は地域の廃校舎などを再利用して魅力のあるものとするのがスタート時のコンセプトでもあります。全国の熱中小学校の施設と比較しても、現状においては学校運営に必要な機能、設備を備えているものと考えております。今後駐車場の改善や看板の整備による利用者の利便性向上につきましては対応が必要であると考えております。基本的には大きな投資は控えて施設周辺環境については良好に保つよう、指定管理者である熱中開拓機構にも指導してまいりたいというふうに考えております。

2点目のご質問、熱中カフェやマルシェの活用に関連する人員配置の件でありますけれども、昨年6月30日に熱中食堂並びにカフェ、マルシェ等の関連施設をオープンしております。ご指摘のとおり、オープン後のカフェの営業は7回で、主に熱中小学校開校日と関連イベントの関係の開催日の営業となっています。熱中小学校生徒の方のボランティアによる協力、また地元高校生の協力などにより営業に努めたものの、定期的な営業には至っておりません。マルシェの利用については2回です。更別農業高校の協力により、生徒が育てた作物の即売会を実施し、多くの村民の皆様方に来場いただいております。当初計画に対して十分な利用状況ではないことから、来年度熱中開拓機構においてカフェについては更別農業高校生徒の連携による週末の定期的な営業を計画しており、5月からのオープンを目指し、準備を進めています。あわせて、高校で開発したキーマカレーやドレッシングなどを販売し、村民の皆さんや村外からの来訪者に向けてPRをしていく予定であります。マルシェにつきましては、計画では全国の熱中小学校所在地の特産品の販売を想定し

ていました。室内気温上昇により販売する品種が限定されること、あるいは野菜を販売する場合でもコーディネーターが必要となるため、現体制では不定期の開催はやむを得ない状況となっております。

これまでは収益の柱となる食堂と宿泊施設の安定運営を優先させてまいりました。スタッフの努力もあり、当初は熱中小の生徒や関係者の利用が多くを占めていましたが、最近では村民の皆様方や村内の各種団体等の利用が進んでおり、認知度が向上しているものと受けとめております。また、先ほどお話もありましたけれども、2月23日にオープンスクールを開催したところ、村内外から30名以上の方が来場し、授業を体験されました。その場で10名以上の方が来期の入校の申し込みをされたと聞いております。このように村内外での注目度、認知度が定着し、更別村の知名度のアップに貢献するとともに、交流人口、関係人口の増加につながり、今後も多様な事業展開を期待するものであります。これらの状況を踏まえ、今年度についてはカフェの定期的な営業が見込まれますが、施設全体の人員確保については不安定な側面があることから、熱中開拓機構としてはパートスタッフさんの確保に努めており、村としても引き続き支援、協力をしていきたいというふうに思っております。

なお、議員ご提案の地域おこし協力隊の派遣など人的支援につきましては、国からの交付金が終了する2020年度以降については熱中開拓機構の経済的な自立により熱中小学校を運営することとしております。村としても交付金終了後の事業継続について現在鋭意検討しているところであります。地域おこし協力隊の派遣等についても考え、検討しなければいけないのかなというように思っております。機構側も収益確保に向けて、企業研修の受け入れ、食堂の営業日数の追加、ホテルの利便性向上に伴う利用の増加など新たな試みを今検討しております。このような取り組みとあわせて村民理解の向上が図られていくのであれば、村としても支援を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長 5番、上田さん。

○5番上田議員 まず、1点目の環境整備についての答弁であります。外構工事は、今説明があったように、国の地方創生拠点整備交付金の対象外だったというようなことで工事は最小限にとどめた。これは理解するところなのですけれども、見劣りすることはやむを得ないと今村長答弁されたわけでありまして。ですが、私ここで申し上げたいのは、熱中小学校の校舎だけならば今の答弁で十分私はなるほどなというふうに理解できるわけなのですけれども、更別の熱中小学校は附帯施設として今説明があったように宿泊施設だとか食堂、あるいはマルシェ、カフェ、そういった施設があるわけです。これは、お客さんに喜んでいただきながら収益を上げるというようなことで、要するに収益を上げて会社を運営するということです。まさに商業であり、サービス業だと私は思っているところであります。

したがって、敷地内の芝生、これ起伏が見てのとおり非常にでこぼこしていますよね、

まず1つに。それから、知ってのとおり、全体に防草シートを張っています。そういったことを考えると、やはりどうかと。それから、以前の持ち主である開発の門柱がそのまま残っている。そこにはたしか、ここは進入禁止ですよというような表示ありますよね。そういった具体的なこともちょっと申し上げましたけれども、それから花壇だとか駐車場、こういったことが全く、全くではありませんけれども、未整備のところがある。したがって、市街地にある施設としては非常に景観を損ねているのかなということを言わざるを得ない。更別にご承知のように景観保全条例ありますから、これは持ち主である機構の責任も当然あります。ただ、村はそれを指導していかなければならないということも同時にあるわけなのです。そういった中で、魅力ある施設として交流人口をふやしたり、それから更別を積極的に全国にというか、そこら辺までPRしようとするならば、ある程度見ばえよくしなかったら私は全然だめだというふうに思っているところであります。

したがって、施設整備のためのある程度の経費投入は必要だというふうに判断せざるを得ません。必要最小限の工事では余りにも中途半端な施設としか言いようがないということで、その点申し上げておきたいなと思います。この点について村長はどのように考えるのか、再度お聞きしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 ご指摘ごもっともであるというふうに思っております。環境整備、本当に今までも議員の皆様初めとして、村民の方からもたくさん寄せられております。草が生えて、そのまま放置されていたり、駐車場の関係、あるいは起伏があって平らになっていない状況があって、これはまちの中の施設として何とかならないのかというようなことを申しました。私がやむを得ないと言ったのは、現在の状況に至っているところがやむを得ないという状況でありまして、本当に何とかしていかなければいけないというようなことは上田議員さんご指摘のとおりであります。

そのためには、門柱の話とか、花壇、あれは植栽もそうですけれども、その部分が未整備になっているところがたくさんありまして、たくさんの方が来られているわけですが、またまちの中にあるということもありますし、大型遊具にもたくさん来られていますし、そういう形、そういう中で環境をきちんと整備していくという観点からしっかり考えていかなければならないのではないかと考えております。そのためには、村民の皆さんの認知度といいますか、認証度といいますか、今たくさんの方々食堂とかに来ていただいて、非常に大盛況、大活況を帯びているわけでありまして、その部分も含めまして、しっかりと熱中小学校が地元に着定をして、そして村の人の認知度が高まり、そして承認度が高まってくればということはやっぱり大きな一つ、努力をしなければいけないということもありますので、今途上でございますけれども、その部分も含めて、その中でしっかり環境整備も、もちろん指定管理者の指導もしっかりしつつやっていきたいなというふうなことを思っております。

以上であります。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 村民の認知度を高める。これは当然だと思うのです、この考え方は。ただ、施設整備と認知度と私はイコールにはならないのではないのかなと。先ほどもちょっと言いましたけれども、商業でありサービス業であり、いろんな部分でやっているわけだから、そこにお客さんが来て、喜んでもらうという部分もありますから、村民の方の認知度を深めるのは当然です。だけれども、それと同時というよりも、その前に環境整備はしなければならないのだろうというふうに思います。経費がかかるからそれを後回しにするのだったら、最初からそういう施設はつくらないほうがいいのだという、私はそういう意見であります。

熱中小学校の継続運営については、昨年同僚議員である太田議員から助成事業の終了する2年後の運営方法等についての質問がありました。それに対して村長も詳しく述べております。ですから、その点については今回の質問の中では割愛させていただきたいと思いますが、私もどうしたら熱中小学校が将来ともに自立ができるのかということを非常に心配している一人でもあります。先ほど来から言っていますけれども、施設整備などは当然村がやることだと私は思っています。それから、学校や施設の運営、これは当然指定管理者である熱中機構がやるべきだ。当然だと思います。お互いに自分の持ち分、持ち家というのですか、そこきちっとやった上でやっていっていただきたい。

全国で12カ所、それから北海道では本村が唯一というようなことを先ほども申し上げましたけれども、これを定着させて発展させるためにも何が何でも安定経営が必要なのかな。そのためには、先ほども言いましたけれども、それぞれが協力しながらやっていかなければならない。村もそこは無責任に逃げるわけにはいかないということだと私は思っています。その点について再度、これ最後の質問になりますけれども、そういった方策等について村長の考えがあれば、最後の質問にさせていただきたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 熱中小学校を誘致するときに、議員の皆さん方にご承認をいただいたわけでございますけれども、そのときに私が申した自立自走という理念は、これはずっと堅持をしたままであります。今大きな全国での広がり等々で全国的にも認知度が増しているというような状況で、今12校、シアトルにも海外校が開校しました。先般は、政府の官邸のホームページに高畠熱中小学校の卒業式の写真が掲載をされていました。そういう点では、政府もそういうような形でこの人材育成というところは非常に注目を、地方創生のかなめとして見ているところでもありますし、人を育て、人を集め、雇用を生み、そして活性化をしていく、持続可能なまちづくりを行っていくということの理念については、これは非常に崇高な理念があると思いますし、現実のものとして大きな効果を今期待をしているところでもあります。

実際に起業をする人たち、あるいはそのために日本政策金融公庫と連携協定を結んだり、この村で起業したり創業したりという方たちにもそういうような経済的な財政支援の基盤

とか、そういうものを提携してやってきているわけですが、本当にこの熱中小学校が村の活性化にとってどうしても必要であると、村民の皆様のそういうような思いとか、そういうものを働きかけながら、具体的にほかの熱中小学校でも運営については自治体が支援をしたり、あと営利的な部分についてはその部分独立をすとか、いろんな形でされているように聞きます。ただ、まだ交付金の期間等々がありますので、その中でしっかりと検討して、今熱中小学校全体でも熱中機構と同じように通信販売等、そういうような形で機構が日本全国の中で一つとしてできております。そういうところも連携しながら、その部分しっかりと、本当に村になくてはならないものとなるようにしっかり頑張りたいなというふうに考えております。

以上であります。

○5 番上田議員 以上で終わらせていただきます。

○議 長 これをもって一般質問を終了いたします。

◎休会の議決

○議 長 お諮りをいたします。

議事の都合により、3月13日は休会をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、3月13日は休会することに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会をいたします。

(午後 7時45分散会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

更別村議会議長

同 議員

同 議員